

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年4月21日（火） 10:00～14:57

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 (0名)

【出席者】 小沢市長、及川副議長、新田副市長、千葉総務企画部長
佐藤健康こども部長、昆野こども家庭課長、千葉こども家庭課課長補佐
菅野健康増進課長、伊藤保健康増進課健師長、千田財務部長、羽藤財政課長
菊地商工観光部長、佐々木企業振興課長、鈴木農林部長、小岩農政課長
千葉教育部長、佐藤学校教育課長、浦川協働まちづくり部長
朝日田医療局経営管理部長、伊藤総合水沢病院事務局事務長
佐々木商業観光課長、及川商業観光課主幹、高橋衣川総合支所長
小山商業観光課課長補佐
瀨川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

~~~~~  
【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

真城放課後児童クラブで発生した体罰について  
新型コロナウイルス感染症の対応状況について  
国民宿舎「サンホテル衣川荘」の経営状況について

- 4 そ の 他
  - 5 閉 会
- ~~~~~

【概 要】

- 1 開会 (略)

- 2 挨拶

(小野寺議長) おはようございます。今日の全員協議会は、このように、これまでの全員協議会とは違って、ソーシャルディスタンスというわけではございませんけれども、感染症の予防でちょっと距離を空けての開会となりました。さらには、窓も若干でございますが開けて、開催いたします。ちょっと肌寒いかもしれませんが、我慢していただければというふうに思っております。

そういうことで、今日はよろしくお願ひいたします。それでは、小沢市長からごあいさついただきます。

(小沢市長) 改めて皆さんご苦労様でございます。岩手県は感染者が一応確認されている部分ではゼロということでありますけれども、4月16日に全国47都道府県に向け緊急事態宣言が発出されたということでございます。

今、市ではまず、感染拡大防止に向けた、今日皆さん着用していただいておりますけど、マスクの着用、3密を避ける、或いはうがい、手洗いの励行などということで、まずはみずから守っていただく、或いは、他にうつさないというふうな部分をしっかりとやって欲しいということ。

それから、適切な食事、睡眠等を取っていただいて、ストレス等による免疫力を低下させることがないような規則正しい生活を送って欲しいということ。

そして三つ目とすれば、市外に出かけないで欲しいというお願ひをしています。

四つ目とすれば、県外から奥州市に訪れる、或いは帰郷をするというふうな場合にあって、基本的には、帰ってこられたら自宅で2週間の健康観察を必ずしていただくように、これは、それぞれ受入れるご家庭で、恐らくはご家族の方が多いということになると思いますけれども、関東、東京でいらっしゃる方々が来た際には、そういうふうな状況であるということをごひ伝えて欲しいということ、強くメッセージとして発信しながら、協力をお願いしているということでございます。

過日、改めて岩手県における医療の医師数の部分を見ておりましたけれども、全国で一番医師数が少ないのは岩手県であります。ですから、たまたま今、感染者ゼロということでありますけど、ひとたび感染者が発生した場合には、即医療崩壊も起こりかねない状況である。このことには、奥州医師会の先生方も極めて心配をなすっておられて、その対策のために様々な手だてを、感染者が出てからではなく、出る前に対応するようにということで、要望書をご提出いただき、その要望書に応じて、私どもも奥州保健所或いは岩手県に対して強く要望しているということでございます。

その中で、まだ、開始時期はできるだけ早くとしが言いようがないんですけれども、奥州保健所と連携をしながら、胆江二次医療圏における発熱外来を設置する。これは、奥州市と金ケ崎町がエリアということでありますけれども、発熱外来を設置することで、検査をされる方、受ける方、実施する方がどちらも安全な対策がとれる場所で、なおかつ、簡単に、安全に検査ができる発熱外来を設置すべく今準備を進めていると。この検討については、もう3日ほど前からやっているわけでありますけれども、最も安全性の高い場所を探すためにということで、今、奥州保健所と担当が極めて突っ込んだ協議をしているということであります。

また、医師会の方では、これまでご協力を得ながら、夜間休日の診療所、医師会館にある診療所において実施をしていただいておりますけれども、本来、病院の機能がない場所とて言えはいいんでしょうか、感染症を受け入れるような設備のない場所とていうこともあって、県内で陽性患者が出現した場合には、その翌日から安全が確保されるまでの間、休日夜間の診療所については、医師或いは医療に従事する方々の安全性を担保することが極めて困難であるという理由から、当分の間閉鎖するという申し出があり、行政事務組合としても検討していたしました結果、その申し出を受けるといふことにいたしました。

ですから、感染者が出なければ、通常部分は、続けていただけるということでもありますし、その意味においても、皆さんお1人お1人の自覚と協力を持ちながら、対策、感染防止の対策に一層力を入れていただければと思うところでございます。

二つ目として、経済対策であります。明日、午後に奥州商工会議所の役員の方々と突っ込んだ協議をすべく、協議の場を設置しております。引き続き、物産、観光協会等、或いは飲食店等の関係の方々とも十分に協議をした上で、奥州市としてどのような経済対策を実行すればいいのかということ、これまでも準備をしてきてきましたが、より丁寧な実行ができるよう協議、検討を重ねるため、聞き取りをいたしたいというふうにご考えております。

できれば、非常事態宣言が5月6日までということでありますから、それに呼応するような

形で、しっかりと支援の手を差し伸べられるよう、今、鋭意準備をしているということでございます。

そのような形で、今、奥州市の職員は、上げてコロナの感染拡大防止と、それから、それに連なる経済対策の立案というようなことでフル稼働している。医療局においても、このことコロナの絡みがあって、通常でないほどの負担を強いられているということから、お約束をしておりました奥州市の医療介護計画、できれば4月中にということで準備をしておりましたけれども、おおよその骨子はまとまりつつありますけれども、腰を据えて、十分にその内容を私として検討する時間がいささか十分にとれない。我々の案、医療局の案、そしてそれを擦り合わせた最終案、たたき台、この辺の部分のところを慎重に検討するために、今しばらく時間を頂戴したいというふうに思っております。3か月も4か月もかかるということではございません。できるだけ速やかにこの計画についても素案を議会にお示しを示すべく、今、鋭意努力中ではありますが、当初の約束よりは少し、時期が、遅れるという部分、致し方ないと、私からは言いにくいところでありますけれども、このような状況の中で、優先すべき事項を優先させていただいているということですね、ご理解をいただければと思います。

状況的には、今まで我々が経験をしたことのない、全国に向けての非常事態宣言。また、それを対応する第一線が、医療の現場というふうな部分からすると、否応なしに奥州市の未来を担う大切な市民を守るための医療のあり方というふうな部分も、さらに突っ込んで考えていかなければならないという、そういうふうな課題を突きつけられたというふうに考えているところでございます。

議員各位におかれましては、コロナの感染拡大の防止についてのご意見、或いは医療介護計画についてのご意見、十分にご説明をし、ご意見を頂戴する場面は設けるものでございますけれども、何かお気づきの点があれば、それぞれの部分において担当の方にお申し付けをいただければと思います。

最後にもう一つ申し上げます。全国に向けて発信された緊急事態宣言に呼応して、奥州市の直営の観光施設、或いは集客施設、人が集まる場所、ないしは指定管理でお願いしている施設等につきましては、概ね4月25日の土曜日をめどに5月6日までの間、基本的には25日から5月6日までの間、全面、或いは一部の施設を休止するという方向で、今準備を進めているところでございます。それぞれの施設によっては、全館休止ということが難しいところもありますが、基本的には、人が集まるということに対する営業しているところに対しては、集まる場所を提供するというのは、主として外出を自粛してくださいとお話しているにもかかわらず、市の施設が誘客を、誘うような営業しているということは、やはり完全な感染拡大の防止には繋がらないというふうな判断から、経営なさる方々には大変苦渋の思いをいたさせることになっておりますけれども、25日から5月6日まで、休止、全面休止ないしは一部休止というふうな形で対応をいたしたいと考えております。

なお、そのことについては、詳細が決まり次第、議員各位にもお知らせ申し上げます。市民の皆さんには、基本的にはホームページでその内容について告知をして参りたいというふうに考えているところでございます。

以上を申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

### 3 協議

#### (1) 説明事項

(小野寺議長) それでは早速協議に入りますが、今日は特に、より多くの議員に発言をしていただくためにも、質問等は簡潔にお願いしたいというふうに思っております。

なお、私自身、マスクをしながらの進行となりますけれども、お許し願いたいと思います。

それでは、(1)の説明事項、の真城放課後児童クラブで発生した体罰について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 健康こども部の佐藤です。この案件につきましては、昨年の6月に発生

した事案ですが、4月10日の新聞記事として掲載されましたので、その顛末について報告させていただきます。担当の方から説明いたします。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) 健康子供部こども家庭課昆野です。それでは資料に基づきましてご説明いたします。

初めに、事件の経緯についてご説明いたします。

昨年6月6日、奥州市社会福祉協議会が指定管理を受託する真城放課後児童クラブにおいて、座卓の上で遊ぶ被害児童に対し、当時の所長がその行為をやめるよう、二度ほど口頭で注意をしましたが、辞めなかったことから、職員室に連れて行き、口頭でまた改めて指導しました。

それでも、児童の態度が変わらず、悪いと感じ、この方を平手で3回たたきました。このときには、職員室には所長と児童しかおらず、その他の職員及び児童、他の児童については、体罰があったことに気づいておりませんでした。

同日、児童の母が迎えに来たことから、所長は、児童の行為と、そのことに対して注意をしたことだけを話しました。

帰宅後、児童の目とその周辺が腫れてきたことから、母親が児童に尋ねたところ、所長に叩かれたことを告げられました。

翌日6月7日、児童の母が所長に前日の所長の行為を確認したところ、所長はその行為を認め、その後、所長が児童クラブ職員に報告し、児童クラブ職員から奥州市社会福祉協議会の担当に報告があったものです。

奥州市社会福祉協議会から市への第一報は、6月7日の午後5時半に電話であり、翌週の6月10日に同協議会の常務理事から健康福祉部長に改めて口頭の報告がありました。

次に、体罰に対する奥州市社会福祉協議会の対応についてですが、奥州市社会福祉協議会では、児童とその保護者、家族に会長が謝罪するとともに、当該児童のケアのため、専属の職員を1名配置し、アフターケアに当たりました。

当該児童については、その後、通常通りの利用を続けていただきましたが、本年3月中旬に転居したことから、児童クラブの利用は終了しました。

社会福祉協議会では、これらの事案について児童が在籍する小学校に報告し、フォローについても依頼をしたところです。

また、当該協議会理事会、放課後児童クラブ運営委員会等、関係機関にも報告しております。

また、協議会の内部の取組みとしては、全職員への体罰に係る緊急点検と再発防止に係る会議の開催や、児童クラブ所長に対する研修会を実施するなど、再発防止に努めているところであります。

なお、当該所長につきましては、懲戒処分後に依願退職をしておりますほか、管理責任のある関係職員が同協議会の就業規則に基づき処分されております。

次に、この度、新聞報道に至る経緯ですが、昨年の6月の事件以降、奥州市社会福祉協議会では保護者との面談を重ね、社会福祉協議会の会員の傍聴を認めるなど、保護者の意向を配慮しながら対応しておりました。本件に対する取扱いについて、保護者からは、当初、子供が児童クラブ利用を継続できるように大ごとにしなくてよいとの意向であったことから、組織内の規定に基づく処分は行ったものの、公表はしてこなかったものです。

しかしながら、本年3月になって、当該児童の保護者が本件についての公表を求め、結果として新聞報道に至ったものです。

次に、市の対応につきましては、市では事件当初から奥州市社会福祉協議会に対し、被害児童とその家族の意向に沿って対応するよう指導しており、同協議会もその通り対応してきたものと考えております。体罰は決してあってはならないものでありますことから、市社会福祉協議会を初め、すべての放課後児童クラブ運営者に対し、引き続き再発防止について指導をして参ります。

以上です。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点についてご質問等ございましたらお願いいたします。

< 「なし」との声あり >

よろしいですか。それでは の真城放課後児童クラブで発生した体罰については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため暫時休憩いたします。

再開いたします。次に、新型コロナウイルス感染症の対応状況について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 健康こども部の佐藤です。新型コロナウイルス感染症の状況については、前回の全員協議会以降の状況からということですので、ほぼ新年度に入ってからのもので、このことについて説明させていただきます。冒頭、市長の方からいろいろお話をさせていただきました通り、全国では感染者数が1万人を超えておりまして、死亡者も170人を超えております。

4月7日には、緊急事態宣言。4月16日には、全都道府県にその対象地域を拡大しております。医師会からの要望や県と市町村との意見交換会などいろいろ対応して参りましたが、まだまだ県としてもスピード感がないということで、各市町村長からの厳しい意見がありました。まだ感染症収束には先が見えない状況でありますけれども、これまでの市の状況について、担当の方から説明いたします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 健康増進課の菅野でございます。私の方からご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策の対応状況についてでございます。

1として、経過報告であります。前回の全員協議会以降のことについて記載してございます。

4月7日、奥州医師会より新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望書を受け取ってございます。それから、政府では、緊急事態宣言を7都府県に発令しております。

4月8日でございます。第7回の対策本部会議を開催してございます。それから、やよいりピング様よりマスクの寄贈を5000枚いただいております。配布先といたしまして、市内の入所介護老人福祉施設49箇所にお配りしております。

4月10日でございます。奥州保健所長、それから奥州市長、金ケ崎町長との三者懇談会を開催してございます。内容につきましては、奥州医師会からの要望事項を受けて、保健所長への要望という形になります。それから、市長メッセージを4月10日付けで発信してございます。

4月13日、日本共産党奥州市委員会から、市への要望書を受けてございます。

4月14日、新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村との意見交換会ということで、盛岡で開催してございます。

4月15日、第1回の新型コロナウイルス感染症対策の幹事会を開催してございます。奥州医師会より、県内で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、奥州金ケ崎休日診療所、夜間診療所の休診対応の要望書を受けてございます。

4月16日、政府では、緊急事態宣言を全都道府県に発令しております。同日、胆江地域感染症対策連絡会議を開催してございます。

4月17日、第8回の本部会議を開催してございます。市長メッセージを4月17日付けで配信してございます。

2として、対策本部の会議の開催状況でございます。これにつきましても前回の全員協議会以降の件についてご報告申し上げます。

一つ目として、第7回の対策本部は、4月8日に開催してございます。主な協議内容といたしまして、本部幹事会の設置を決定してございます。それから、奥州医師会からの要望書の要望事項の内容を確認してございます。それから、イベント等の対応方針の見直しについて、今回の本部会議で協議することを決定してございます。

第8回目の対策本部です。4月17日に開催してございます。主なものといたしまして、イベントの対応方針について改定内容を決定してございます。それから、公共施設管理者へのコロナウイルス対策に係る協力依頼ということで、各施設にチェックシートという形で、予防の呼びかけ、或いは3密を防ぐ内容のチェックシートを作成しようということで、こういったチェックシートを活用しての利用を促すという形で内容を精査してございます。それから、協

働のまちづくり部の所管に係ります施設の市外利用者の利用制限について協議してございます。

2 ページ目になります。3 の新型コロナウイルス感染症の拡大に向けたイベント等の対応方針の改定内容でございます。これにつきましては、アンダーラインのところは今回、改定の主な内容の部分でございます。

中ほどの1として、会議・集会等の取扱いについてであります。従来の内容のものに、アンダーラインを引いております。県外からの参加者に対しては、会議資料の郵送、メール、電話等による対応とし、参加を自粛させることという一文を追加してございます。

それから、2としてイベント等の取扱いでございます。につきましては、市が主催するイベント、事業についてでございます。これにつきましては、イベントを開催する際の注意事項といたしまして、従来の感染に対する予防策を十分に考慮して対策を打った上で開催するといった内容になります。

といたしまして、県外からの参加者や集客が見込まれるイベント等でございます。これにつきましては、中止又は延期とすることという形で明記してございます。この改定につきましては、4月17日から当面の間適用することとしてございます。

3 ページにつきましては、前回の全員協議会でも資料としてお示ししました感染症対策の在り方の例でございます。続きまして4 ページ、市長メッセージでございます。これは4月17日に市長メッセージとして発信したものでございます。これにつきましては、岩手県を含む全国に緊急事態宣言が発令されました4月16日の発令を受けての内容になります。4点ほど強く市民の方にお願いといたしましてメッセージを発信してございます。

一つ目は、感染対策の徹底です。手洗い、咳エチケット等の感染対策の徹底と、感染リスクが高まる密閉、密集、密接の3つを避けてくださいといった内容です。

二つ目は、体調管理の徹底です。十分な睡眠や栄養バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を上げてください。また、発熱や風邪症状のある場合は、かかりつけ医など医療機関に事前に連絡の上、受診してください。

三つ目は、岩手県外への往来の自粛です。県外外出自粛等の要請の趣旨を踏まえ、不要不急の県外への行き来を控えてください。

四つ目は、来訪者へのお願いになります。県外から帰省などで奥州市に滞在される皆様には、2週間の健康観察や不要不急の外出自粛など、慎重な行動を取るようご家族の方からお伝えくださいといった、こういった4点の内容をメッセージとして発信してございます。

このメッセージにつきましては、随時状況が変わってございます。こういった状況の変化を受けて、市長メッセージを発信していきたいというふうに考えてございます。

5番として、今後のスケジュールでございます。今週の23日、木曜日になりますけれども、第9回の本部会議を開催予定でございます。

それから5ページになります。これにつきましては、市の関連施設の休館等の方針についてでございます。冒頭、市長の挨拶にもございましたけれども、市の関連施設の休館の方針、方向性について決めたものでございます。4月16日に緊急事態宣言の対象地域が岩手県を含む全都道府県に拡大されました。これを受けまして、感染の防止と感染拡大の抑制を図るため、市関連施設の休館等について、次の通り方向性を定めるものでございます。

2として、方針の期間でございます。原則5月6日までとし、スタートは遅くとも4月25日土曜日からとして、周知期間等を踏まえ施設ごとに決定することといたしました。5月7日以降につきましては、国内及び県内の発生状況を踏まえて、必要に応じて決定していきたいと考えてございます。

施設等の対応方針でございます。屋内施設、体育施設、それから屋内プールのある施設、文化施設並びに地区センター、江刺の総合コミュニティーセンターなどの貸出しについてになります。体育施設、文化施設は全館休館とし、地区センター会議室等の貸出しは制限するといった内容になります。屋外の施設、公園やグラウンド等になります。アとして、団体での利用申請があった場合は許可しない。イといたしまして、散歩ジョギング等の個人での活動については利用制限をしない。ウといたしまして、トイレの清掃を徹底しまして、県内で感染者が発生し

た場合はトイレの利用を禁止する。

(3)です。観光施設等になります。えさし藤原の郷、それから星座の森といった施設が該当になります。これにつきましては、4月23日から5月6日まで休業とすると。

それから(4)でございます。観光案内所、道の駅や江刺のゆめプラザ、水沢江刺駅の南岩手交流プラザ、胆沢観光案内所等が該当します。これらは、開館時間の制限を行うが、休止要請は行わない。トイレの清掃を徹底するといった項目になります。

それから宿泊施設でございます。衣川荘につきましては、感染者が発生した場合、軽症者の収容所として利用が見込まれるため、現状通りの営業とします。ひめかゆ温泉でございます。ひめかゆ温泉は、全館休館といたします。

(6)です。日帰り温泉でございます。前沢の舞鶴の湯、それから衣川の黒滝、国見平の直営温泉が該当いたします。全館休館といたします。

(7)でございます。放課後子ども教室、それから放課後児童クラブ、これにつきましては通常通りの運営をいたします。

4でございます。個別の施設の対応につきましては、指定管理者、相手先との協議の上、休館開始日程が決まり次第、休館といたします。そして、市のホームページに一覧を掲載して周知いたします。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) 教育委員会事務局の千葉でございます。よろしくお願いたします。

最初に、今回の緊急事態の拡大宣言における奥州市の学校休業の対応についてでございますけれども、県知事の会見或いは県教育長のコメントの中では、学校の休業には、特に言及はしておりません。従って、市内及び県内に感染者が確認されていない現段階では、休業は行わないこととしております。

今回、資料の1と2がございますけれども、資料の1につきましては、今まで、保護者、学校に通知した内容でございますし、資料の2につきましては、仮に臨時休業を行うこととなった場合、学校への通知についてこのような形で進めていきますよというあらかじめ共通理解を図るために、昨日の20日に開催いたしました臨時の校長会議において示したものでございます。

それでは最初に、令和2年度の小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について、令和2年4月16日現在について、主に変更箇所の部分を説明いたします。変更箇所の部分につきましては太字になってございます。

最初に1、再開にあたっての対応の基本についてでございますけれども、感染リスクに備えるため、いわゆる3密を避ける措置を講じながら、通常の教育活動を行うということで、この部分については変更がございません。

2、学校における感染症対策として、(1)基本的な感染症対策は、ア、イ、ウの3項目。(2)集団感染のリスクへの対応としてのア、イ、ウの3項目に、ドアノブ、手すり、スイッチなどの消毒に次亜塩素酸ナトリウムが利用できるという部分を追加してございます。

次3、心のケアについて及び2ページでございますけれども4の感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別については、変更ございません。

5、教育課程実施上の留意点として、3項目について追加をしてございます。ウにつきましては、中学校の修学旅行は9月以降の実施。エは、運動会、体育祭は、2学期以降の実施とすると、状況により中止の場合もあると。オは、事業参観、家庭訪問、PTA関連行事等の実施は、校長判断とするものです。いずれも感染リスクを幾らかでも少なくしていこうという考えの下であります。

6、出席停止等の扱いについては、転入生の取扱いについて追加したものであります。ウとエで、当初は関東から転入する場合は2週間の自宅待機で、関東以外であっても心配な場合は市教委に相談するとしていたものでありますけれども、関東に限らず、全国的に感染が拡大してきたことにより、後日4月8日付けでありますけれども、県外からの転入生について、2週間の自宅待機に変更をしております。

以下、7から10までは、全項目追加した部分でございます。

7は、学校給食につきましては、体調、衛生的な服装、手指の確実な洗浄等を点検するという部分、それからイにつきましては、給食を食べる場面ですけれども机を向かい合わせにしないと、会話を控えるなどの必要と思われる対応も考えられると。ウは、マスクが準備できない場合はハンカチやバンダナを代用することも考えられるということです。

それから8は、健康診断についてですけれども、学校医と連携をとりながら、年度末日までの間に実施するというところでございます。

それから次、3ページですけれども、9は、保護者への要請として、家庭で気をつけていただきたいことや手づくりマスクについて、或いは、毎朝の自宅での件などについて要請をしてございます。

10ですけれども、部活動についてです。アとイの二つありますけれども、従前は、平日は時間を延長しない範囲での活動、他行との合同練習や練習試合は行わないこととしていましたけれども、5月1日以降、管内4市町以外の学校等は行わないこととしたものであります。逆を言えば、管内4市町とはできるとしたものでありますけれども、しかしこの部分、4月16日に通知をしたところでありましたけれども、その後、緊急事態の拡大宣言が出されましたので、従前の内容、平日の時間延長なしという内容に戻すということで、これは校長会議で確認をしてございます。

以上が、学校再開にあたっての学校及び保護者に通知をしている内容でございます。

続きまして資料の2をご覧くださいと思います。新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業についてでございます。これは、先ほども申しましたけれども、今後、感染の発生が確認された場合、学校の臨時休業という対応が出てくることとなります。この場合、学校に通知する内容として、あらかじめ、学校に共通理解を図っていただくということで、昨日の校長会議でお示ししたものでございます。

1、臨時休業の趣旨ですけれども、児童生徒の健康、安全を第一に考え、感染リスクに備えることから、学校保健法に基づく臨時休業を実施するとしております。

2、臨時休業期間では、休業期間、いつからいつまでと、それから感染防止の措置を講じた上で、必要最小限の登校日の設定を可とさせていただきます。

3、臨時休業を行う際の配慮といたしまして、これらの文科省の通知のポイントとして、大きく4項目を掲げております。(1)保健管理に関すること、(2)学習指導に関すること、(3)教職員の出勤等の服務に関すること、(4)特別支援学校に在籍する障がいのある児童生徒に関することとあります。

2ページをご覧くださいと思います。次に、4の奥州市の臨時休業期間中の配慮事項といたしまして、(1)児童生徒の居場所の確保について。3月の臨時休校と同様に、自宅で過ごすことが困難な児童につきましては、学校での受入れや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の受入れを行い、児童の居場所を確保して参ります。(2)教職員の勤務ということで、原則、通常勤務とすることや、(3)では、その他としまして、部活動は実施しないということとしてございます。

以上が臨時休業する場合の学校と共通理解を図るためにお示ししている内容でございます。

教育委員会は以上でございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 商工観光部における感染症の対応状況でございます。

市が設置している相談窓口の受付状況でございますが、受付件数は25件。主な内容といたしましては、資金繰りに関する融資制度の内容、雇用維持に係る助成金に加え、7日に発表された国の新たな緊急経済対策、主に持続化給付金に関するものが多くなってきております。

関係機関の方にも聞き取りを行ってございまして、各金融機関、ハローワーク、企業等からの直接の聞き取りを行ってございます。そういった聞き取り等の内容の考察といたしましては、相談件数は増加傾向にあり、相談業種と主な相談内容は、飲食、観光関連が非常に多いと、それから民間金融機関の無利子貸付けや、雇用調整助成金の手続等の相談が多くなってございます。

当面の対応といたしましては、継続して国等の支援策の情報発信等を行うとともに、企業訪

問や電話メール等で日常的に情報収集を行って参ります。また、国の新たな緊急経済対策の内容についても注視して参りたいと考えております。以上です。

(小野寺議長) ただいま資料に基づいて説明がありました。これ以外におきましてもコロナウイルス感染症の対応に関連する質問でもよろしいですが、ご質問ある方、お願いします。22番、菅原明議員。

(菅原明議員) 22番、菅原です。一点お聞きします。奥州市の観光施設等、人が集まってくるところの営業について、4月25日から5月6日までの間は、ほとんど全面、一部休止ということに入っていくという、今、説明でございましたけれども、これは仕方がないなと思います反面、自粛をしてくださいということと、それに関係して、そこで営業している関係者の方々、物を納めたりするところの皆さんも、非常に生活が危険な状況に陥っている方もあるという話もどんどん聞こえてくるわけなんです。自粛と補償の問題について、市では、緊急対策の問題の前にある程度、市独自でも前もってお金が国の方から来ることを前提として早めの補償をしてあげるといふようなことを打つべきではないのかなと思います。この点について伺います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 観光施設につきましては、私たちも、今営業しているところを止めるということに関しては、非常にこう心苦しいところもあるところでございます。しかし、命を守るという形の中では、やはり止めていくことということで考えているところでございます。

それから、市独自の支援策、こういったことは政策でございますが、今、県の方でいろいろと施策について協議している部分がございます。そういったものについて、県と一緒にやってやれるような施策について、今後、方針が示されましたら、そういったものについて、市の方でも対策を講じて参りたいというふう考えているところでございます。

(小野寺議長) 22番、菅原明議員。

(菅原明議員) 今、全国的に営業されている方をはじめ、今、本当にどのようにして今後の生活を考えていかなければならないというふうなことも、新聞等で報道されているわけなんですけれども、同じような質問になると思いますけれども、もっと市では、飲食業関係の皆さんともいろいろとお話をして、聞き取りをしながら、その今後の経済対策も考えていきますというふうなご説明もありましたけれども、それが後手に回らないように、私の営業している会社とか店は、もうこのことによつて駄目になってしまうということが、本当に目前にきている人たちが多いと思います。そういう話が聞こえてきますので、その辺は、対応を市としても考えていくべきではないのかなって、こう思いますので、もう一度伺いたいと思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) このことについては、冒頭の挨拶でも申し上げました通り、非常に憂慮していることでもありますけれども、全体として市で独自の支援策を講ずるにしても、やはり、斑であってはならない。あの人にはいったけどこの人にはいかないということはあってはならないし、やはり、それには一定のルールが必要であるというふうなことから、急ぐべきだというのは十分に承知しておりますけれども、緊急事態宣言の期間である5月6日までは、その方針をしっかりと決め、市独自の対応を打ち出して参りたいということで、今準備をしているということでございますので、できるだけ早めに今のご指摘も踏まえ対応できるよう努力を重ねて参りたいと思っております。

(小野寺議長) 他にございませんか。8番、瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) 8番、瀬川貞清でございます。経過報告の中で、日本共産党の奥州市委員会からの申入れを記録され、報告いただきましたことに感謝いたします。それとの関係で、当日の申出でもお願いしているのですが、国民健康保険税、市民税、固定資産税の納入猶予、減免の対策がどうなっているのかということ。あと、菅原明議員の質問に被さるのかと思いますが、県内の各市が、事業者に対する制度を独自にそれぞれ発表されているのでありますけれども、先ほどの市長答弁以上のものがまだないのであるまいでしょうか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) まず、後段の部分につきましては、すでに様々な角度から考えております。検討しているわけでありまして、やはり商工会議所、商工会等との十分な聞き取りというふうな形の中で、より公平でより即効性のある、そういうふうなものを考えていかなければならないという観点から、この部分については、今、鋭意努力をしているということでございます。必ずしも他市で先行している部分が奥州市として最高、最善なのかというふうなところも、これもいろいろ考えていかなければならないということでございます。いずれ、今、我々のスタンスとすれば、命を守るために感染拡大を何としても防止するということに第一義の力を注いでいると。同時に、経済支援対策というふうな部分は、直後に合わせて進めているということでございますので、遅くてその効果が出ないような形にならないよう、今のご指摘も含めて、検討、対応して参りたいというふうにご考えているところでございます。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 市民税等の納税猶予のお話がありました。現在の法律、或いは市の条例においても、こういった場合に納税の猶予については対応が可能ではございますが、今般、改めて市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税について、納税猶予の対応を周知し、対応していきたいというふうにご考えております。国の関係する法律が改正されることにより、手続、或いはそれに伴う対応が緩和されるという部分も予定されておりますので、そこも含めて、今後対応していきたいと思っております。

なお、市ホームページ等で、これについては周知しておるところであります。引き続き、拡大して周知していきたいというふうにご考えております。以上でございます。

(小野寺議長) 8番、瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) 速やかにお願いしたいと思いますが、当日の申入れのときに、国保の資格証明書の発行世帯に対する短期被保険者証の発行は、すぐできるものという意味の答弁といたしますが、そういうものがあつたんですけれども、これは直ちに行われるのでしょうか。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 資格証の方への保険証の件でございます。3月の下旬に、資格証の方に、10名ほどの世帯の方がいらっしゃいますが、この方々に新型コロナウイルスに關します健康上の病院にかかった際の、資格証であるがために病院にかかるのを控えるとか、そういったことのないように、病院で診察を受ける際には短期証を発行しますという通知を各世帯に差し上げております。そういった対応をしてございまして、まだ実際、手続をされたという方はいらっしゃいませんけれども、資格証の方には、そういった形で健康上の病院の診察を控えるというようなことのないようにご通知申し上げます。以上でございます。

(小野寺議長) ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

再開いたします。13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 13番、及川ですが、大きくは2点お伺いいたします。

1点目は、総合水沢病院に関わることなんですけれども、感染症病床が公式には4つあるはずなんですけれども、先日、奥州みらいで病院長なんかにお話を聞くと、実際は3床。もういいところ3床。陰圧式ができるのは2床というふうな話をいただきましたので、これはちょっと公式には4床をなっていますけれども、かなり実態としては、設備も含めて、決して十分ではないということをお聞きしました。

特に防護服が足りないとか、もちろんマスクはある程度あるみたいですが、非常に設備も古くなっている。2つのベッドが陰圧式になっていますけれども、2床ぐらいいいところなので、非常に設備として古いし、なかなか困っていると、こういう話をいただきましたので、これは市の問題として早急に改善すべきだと思うんですが、これについてご意見を伺います。

それから、あわせてこの問題で医師会の要望書が先日ございました。これは、5項目に關してですが、そのうちの3番目の休日診療の件は、先ほど市長がおっしゃったことだと思いますが、1番目の新型コロナの対策としてPCRの検査、これは市と県と一体になってどのように今後、話してきたのかどうか、この経過をお伺いいたします。

それからもう1点、これは別なんですけど、庁内におけるコロナ対策について。窓口、市民課

なんかで、これからおそらく仕切り盤、アクリル板を作るという話を聞いておりますけれども、そこで用意しているみたいですが、そういうこととか、それから、マスク、アルコール等について、奥州市として別段予算としては計上されていませんけれども、北上市なんかは、別な予算として計上しておりますけれども、その辺の対応とか予算の関わり、これについてお伺いいたします。

全部で3点ぐらいですけど、お願いします。

(小野寺議長) 朝日田医療局経営管理部長。

(朝日田経営管理部長) 総合水沢病院の感染症病床に関するご質問、それから防護服と物資に関してのご質問にお答えをしたいと思います。感染症病床については、確かにおっしゃるように公称としては4床ということになっておりましたが、現実的にこのコロナに関して対応できるような病床という形での4床になってございませんので、実際に入院患者が発生といえますか、入院しなければいけないような事象が発生しました場合には、今ある4床の場所ではなくて、病棟の方の3部屋をそれぞれお一人ずつに入っていくような形を想定して、3床ということで使用する想定にしております。

また防護服と物資に関してのごことでございますけれども、防護服に関しましては、ある程度数量が、現在はございます。ただ、検査時におきまして、医師、看護師それぞれ、グローブであるとか顔のようなフィルムであるとか、マスクN95というものを、それからガウン等々ありますけれども、こういったものはそれぞれある程度の数量あるんですが、例えば、この顔を覆うようなフィルムの部分、これに関してはそういうのがなくて、実際に自作をするなど用意しなければいけないというふうなことで、今、準備をしているところでございます。以上であります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 医師会要望でありましたPCR検査の実施ということで、発熱外来の設置を検討中でございます。奥州保健所が中心となりまして、胆江二次医療圏に1箇所、県の方では二次医療圏ごとに1箇所以上、発熱外来を設置したいという状況でございまして、今、その設置場所につきまして、奥州市、金ヶ崎町からいろいろな場所を提供しながら、奥州保健所といろいろ協議してございます。だいぶ絞ってはきておるんですけども、今度は、運営方法とかそういった部分について、今、保健所の方で検討中ということで、できればドライブスルー方式のPCR検査をしたいというふうなことで奥州保健所では考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 窓口に設置しますアクリル板の件でございますが、今、議長さんの前にございますけれども、これが縦型のものでございます。あと、場所によりましては、これを逆に横にした形の横長のものも準備しておりまして、両方合わせまして130ちょっとという数を、現在、業者さんの方に発注済みでございます。今日ぐらいから順次、納品をいただいて、遅くとも今月中には全箇所に配置をしたいというふうに考えているものでございます。予算につきましては、急遽ということもありまして、予備費を充当する予定としております。以上でございます。

(小野寺議長) 伊藤保健課長。

(伊藤保健課長) 市の方の予算では、感染症ということでアルコールをかう分、確か12万円位だったと思っておりますけれども、それは毎年計上しております。マスクについては、計上はしておりません。このアルコールの予算ですけれども、県と市町村との役割分担ということで、感染者が出た場合、消毒は市町村というふうに示されましたので、そちらの方の物品を準備するために、そのアルコール用の予算を使いながら、準備を今、進めているところです。あと、補正予算でアルコールの方は要求していきたいというふうに思っております。以上です。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 水沢病院の方々とお話した時もそうなんですけど、今言った設備は、なるべく至急に、感染するか出ないかは別としても用意しないとイケないと思うんで、必ず早急をお願いしたいと思うんですね。ただその際に、特に看護師さんから言われたのは、看護師さんの子供た

ちが、水病に勤務することによって言われのない差別といいますが、そういうことを言われかねないことを危惧しておりましたので、これはどうしていいかちょっとなかなか難しいんですけれども、この点もぜひ子供たちの間だとしてもですよ、なかなかこれは勤務する方からすると難しい話になるところですから、十分配慮していただきたい。水病の看護師さんが言うには、訓練はしている。感染症の訓練は3人1組で毎年訓練しているので、準備は万端だけれども、そういったことは気になるということをおっしゃっていましたので、その辺の配慮も何らかのことで、どうしてかわかりませんが、配慮していただきたい。

それから、今言ったことは、感染症病床3床、別な所で作るっていうお話ですから、おそらく陰圧ではないと思うんですね。隔離はできるんでしょうけれども。となると、やはりこれ3床じゃとても起きた場合は足りないわけですよ。となってくると、お医者さんも確か今、お一人、循環器科かな、お一人だけが対応できるという話ですから、外来をしながら運び込まれた方にやると結構大変ですから、いずれ胆沢病院には循環器科、呼吸器外科の3人ぐらいいらっしゃると思う。その連携なしにはとてもとても、増えた場合は、3床、4床ぐらいではとてもとても無理だと思いますが、その連携についてはどうなっているのか、お伺いします。

それから、医師会の回答ですけれども、正式に文書で要望出ていますから、回答なさるんでしょうか。或いは、いつなされるのか、個別的にはもちろんしているところがあるんですけれども、それについてお伺いします。

それから、庁内対策なんですけれども、そのパネルっていいですか、それは百何十箇所といいますが、おそらく市民、その窓口の関係のところによると思うんですが、それはそれでまた重要だと思うんですが、特にグループ制を敷いていますと、いろんな方が窓口に来るわけですよ。順繰り出ていなければね。そうすると、その敷居の内側の方、要するに庁内の、広さの問題もあるんですけれども、現実にはかなり机は広さがないので、どうしてもこう机も相当距離近いですから、その庁内内部の広さ、狭さもあるんですけれども、対処をどうするのか。今のままだと、窓口の人は仕切りがあるけど、中に入っちゃうと思うと距離感はそんなに開いてないっていうか、そういうのはちょっと気になります。

それから、マスク、アルコール、北上市なんかは補正で出したんですけれども、予算を出したんですけれども、マスクは、基本的に今の在庫、課ごとにあるものを使っていると思うんですよ。おそらく、課ごとか部ごとが分かりませんが、その在庫だけで正式には購入してないと思うんですね。ですから、これは庁内の方や職員の方が気にしていると思うので、それはある程度予算を早めにとって、マスクは、今ならば高いですけれども手に入ります。高いですがありますから、ある程度購入することができると思います。アルコールも、おそらく今、備蓄しかないんで、なくなったらもう買うしかないんで、もうあらかじめ購入することは、今ちょっとありましたけど、全体として相当な金額だと思いますよ。トイレの前だけじゃなくて、あちこちに置くっていうことになると。ですから、それはなるべく早い予算が必要だろうというふうに思います。

ですから、これをどう考えるか、以上についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 朝日田医療局経営管理部長。

(朝日田経営管理部長) ではお答えを申し上げます。まず、物資に関してでございますけれども、当然業者を通じて購入している、これまで購入しているものにつきましては、今現在もその都度、在庫状況等を確認しながら、在庫床の方の、情報を入れながら、管理しておりますし、また、そういった形で今後調達できない見込みのあるものについては、もう自作も含めて、想定をしております。いずれの現場の方でその辺、私どもも含めて危機感を持ってその辺は管理をしておるつもりでございます。

また、看護師等々への風評被害的なお話、そういった心配があるっていうことは、私どもも気にかけておるところでございます。今現在は、発症者がいないっていうことなのでそこまではなかなか具体的なことが出てきていないと思うんですが、おそらく今後、実際に発生した場合には、いろんな場面でそういったことが出てくるだろうと危惧しております。ですので、医療局内部でも会議の際にもそういったお話もしてございますが、具体的にアクションをどう

するかということについては、いろいろちょっとやり方考えなければならないんですけども、いずれそういった想定もしつつ、準備をしておきたいと思います。

また、医師の連携とのことにつきましてですが、今現在胆江地区の感染者の入院の想定といいますが、病床数の関係になりますけれども、水沢病院で3床ということで先ほどお話ししました。それ以外の県立の病院の方も含めると、ちょっと前の話ですと13床程度というふうに伺ったことがあるんですけども、胆沢病院と江刺病院、それぞれでも受入れをする想定になっております。

医師につきましては、水沢病院では、呼吸器内科のお一人ということなので、それ以上の体制にはならないんですけども、症状によって、重症であれば、例えば胆沢病院というようなことでの想定がなされておりまして、入院につきましては、発症すれば即水沢病院ということではなく、症状に合わせて、それぞれの病院のほうに入院していただくというふうな想定を保健所サイドの方で検討がなされておりましてということでございます。以上です。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、マスク等の消耗品或いは消毒液等でございます。これにつきましては、現在、物流がなかなかしっかりした量と時期、確保がなかなか見えないという状況にあります。職員のマスクにつきましては、庁内で手づくりのマスクを着用したりという工夫もされておりますので、そういった手づくりマスクも活用しながら対応していきたいというふうに思っております。消毒液等につきましても、今後の物流状況を見ながら検討して参りたいと考えてございます。

それから庁内の換気状況でございます。アクリル板等で窓口についてはある程度の飛散防止対策ができるというふうに考えてございますけれども、庁内全体につきましては、定期的に窓を開けての換気をきちんと徹底した上で、密閉状態は防いでいきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 医師会要望でございます。医師会要望につきましては、大きく5点いただきましたけれども、この要望については金ケ崎町さんにも要望されているということで、先般、4月16日の胆江地域感染症対策連絡会議の場において、この要望事項、ほぼ、金ケ崎町さんも奥州市もその通りやっていくという、やりましたというか、そういう状況になっているということで医師会長さんにお話してございますので、文書での回答というのは、今回はしない方向で医師会長さんにお話してございます。以上でございます。

(小野寺議長) ほかに、11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。3点ほど伺います。

まず1点目は、先ほど瀬川議員からあったんですが、国保の資格証の方が10名ほどいらっしゃるということでしたけれども、短期証を発行できるという通知ではなく、通知してもなかなか体調悪くて、おそらく見えられないんじゃないかなということが危惧されます。今までの経過等もありますので、この際、10名の方には短期証を送付すべきだと思いますが、改めてこの考えを伺います。

それから、これは教育委員会の感染対策の1番目の方の1ページあるんですが、細かいことでありますけれども、太くなっている2番目の学校における感染症対策で、スイッチャードアノブ等の消毒のことが載っていますけれども、この次亜塩素酸ナトリウム、この名前で通知をされたのでしょうか。薬品名を書かれても戸惑う。戸惑わないでやればよいんですけども、あくまでも家庭用の塩素系の消毒薬を薄めて使うというのはテレビ等でも紹介されていますけれども、商品名は書けないでしょうけれども、そういった説明がないとこの文書で通知したところにもちょっとその辺の補足が必要かと思いますが、その点はどうかでしょうか。

それから、市の対策本部の資料の5ページ目ですけども、市の関連施設等の休館等の方針の中で、体育施設等は休館ではありますけれども、屋内施設、グラウンド等も書いてあるんですけども、中学校や高校の部活動で、いろんな市の施設、グラウンド、地区センター等にそれぞれあるんですけども、部活動では基準に則って使えるのかどうか伺います。以上3点。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、私からは1点目の短期証、資格証の関係でございます。資格証を発行する上で、家庭に直接出向いて通知をする際に、ご本人と面談する機会を設けた上で資格証を発行してございます。そうした行動をしていますけれども、なかなかご本人が不在であったり、居所不明といいますが、実際、住所を置いたままなかなか帰ってきている生活の実態がないとか、そういった状況にある方がほとんどでございます。そういったことから、ご通知申し上げて、なかなか訪問しても会えないという状況がございますので、まず一旦はご通知申し上げて、帰ってくる機会があれば、通知を見ていただきながら確認されたいということもでございますので、そういった対応をしてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 学校教育課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

次亜塩素酸ナトリウム、この薬剤名についてでございますが、この薬剤名で学校には通知をしております。主に学校で保健衛生管理を受け持つ職員でございますが、養護教諭となっておりますので、養護教諭は、この薬剤名で十分理解が可能でございます。ただし、学校の全職員に周知するためには、やはり一般的な薬品名ですとか、それから次亜塩素酸ナトリウム液の希釈の仕方等理解が必要になってございますので、この辺りは市のホームページにも紹介している情報を基に周知を図っているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 市の屋内活動につきまして、市の施設を使うのかというお話でございましたが、基本的には、部活動であっても閉鎖をするというのが基本方針でございます。部活動は、学校内でやっていただくというのが今の市の基本方針でございました。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 2点目、3点目については了解いたしました。資格証を発行せざるを得ない方は一定程度面談しているということですが、やはりそれなりの理由があって会ってくれない場合もかなりあると、いろんな理由があるかと思っておりますので、この際ですので、少し短期証を郵送、または出向いてでもいいですけれども、発行して、本人、家族が医療にかかれる状況にしておくということが必要ではないかと思っておりますが、そうすべきではないでしょうか。見解を伺います。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 今ご指摘いただいたように、状況が状況でもありますので、内部で検討して、対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

(小野寺議長) 2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川春樹です。屋内施設についてですが、全館又は一部休館ということでもありますけれども、普段、これは災害があった際の避難所として運用しているかと思うんですけれども、実際昨日、早朝の地震がありまして、そのようなことがないとは限らない。だからいうわけではないですけれども、実際対策本部というのは、そのような災害が発生した場合はどのように検討しているか、又はする予定があるかお聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 特に施設の面でという観点でちょっとお話をさせていただくと、一応休館という扱いにはなるのですけれども、事務局等は出勤している状況というのを今考えておりますので、何かあった非常の際は、それなりの対応ができるものと考えております。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 昨日早朝の地震というのは、私もドッキリしたわけでありまして、このことについても担当部では検討し、すでにその準備、方針を固めているところであります。

一つの目安として、今年の台風19号時に、我々の想定を超える、我々の想定自体がいかだったかと言われたらですけれども、今年の台風19号における以上の人々が来た際には、結果として密集、密接というふうな対応せざるを得ない避難所が出る可能性があるということでありまして、そのような場所については第二避難所というようなものを設けて、そこに対応する

職員も配置をするというふうな形で、万が一大きな災害があって避難所を設営するという場合には、3密を避けられるような状態で避難所運営できるような場所と人材、一つ一つについてはその係を決めるということではありますが、そういうふうなことですでに準備をしているところでございます。

(小野寺議長) 及川春樹議員。

(及川春樹議員) ちょっと担当部署の方がいらっしゃるなくて残念だったんですけども、昨年、議員でも何人が防災士の試験、講習会を受けまして、いわゆる要配慮者ということで、例えば妊婦さんとか、高齢者の方々、あとは外国人の方々、仕事などでこちらにいらっしゃる方々が、どうしても配慮をしなければいけないということで、その際、どのような形で情報提供していくのか、例えばその施設の運用に対してマニュアルといいますか、そういったものも検討していただいて、できるだけ早めにホームページ等でも、そういった際の対策といいますか、このような方針で考えているというものをある程度示した方が、安心感に繋がるのではないかと、いうふうに思いますので、ご検討くださればというふうに思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) いずれ、最終的には情報弱者と言えはよろしいのでしょうか、ご丁寧にお知らせをして、避難をいただくというふうな配慮を必要とされる方が少なからずいる。その方々に対して誰がどのように情報を提供し、そして避難所に移動、誘導するのかというふうなところについては、ご指摘の通り極めて重要なポイントであるというふうに認識をしていることから、今のご提言も含めて、十分に対応ができるよう、情報が発信できるよう、さらに検討し、実行に繋がるよう努力をして参りたい、このように思います。

(小野寺議長) 高橋晋議員。

(高橋晋議員) 4番、高橋です。3点、簡潔にご質問いたします。

残念ながらきらめきマラソンの方が中止になってしまいましたけれども、参加者への返金などはどのようになっているのか教えていただければと思います。

それから、今ほど及川春樹議員からもありましたけれども、市内に在住している外国人は大体600人くらいいるというふうに聞いておりますけれども、この方々に対するコロナ関係の情報はどうに発信しているのか、また考えているのか、教えていただければと思います。

それから、年度替わりの時期ですので、総会等のご案内、開催が多い時期でございますけれども、その件、我々にもまだまだ案内が来たりすることがあります。書面決裁をするなど、改めて注意喚起すべきではないかというふうに考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 私の方から、第1点目のマラソンの関係でお話をさせていただきます。ご質問ありがとうございました。マラソンの関係につきましては、今のこういうご時世でございますので、どんな形で議員の皆さんにお示しをすべきかということを考えめぐねておったということもありますので、大変質問に感謝いたします。

現在の精算状況でございますけれども、残念ながら中止を決定したきらめきマラソンでございますけど、かなり準備を進めてきた中での中止ということで、費用がかかってしまっております。通常であれば、7,500万円ほどの費用での開催を予定していたものでございますけれども、今回、中止でも2,900万円ほどの費用がかかってしまっているという現状でございます。

例えば、この内容につきましては、選手一人一人のデータの入力であるとか、受付連絡対応等で1,200万円かかっていたり、PRに係る情報等の発信で400万円、それから会場設営、バスのキャンセル料で300万円、参加賞のTシャツで400万円などが主な内容となっております。精算ということで今、処理を続けております。

ご質問の参加料でございますが、フルマラソンで7,000円、それから10キロで3,000円、2キロで2,000円の参加料を頂戴しております。東京マラソンまでについては、マラソン大会は中止になっても参加料は返金しないというのが大前提というか、一般的な流れでございますけれども、その後中止された大会では返金しない大会が約半分、返金している大会が約半分とい

う流れになっておりまして、奥州市では返金を前提として検討してきた経過がございます。その結果、かかった費用は少し差し引きながら返金に応じたいというものでございました。

具体的には、フルマラソン7,000円に対しましては、5000円のクオカードと参加賞のTシャツ、それからすでに印刷を終えてしまったプログラム、それを添えてお返しをしたいと考えておりますし、10キロの3,000円に対しては、2,000円のクオカードと参加賞のタオル、プログラム。それから2キロについては、1,000円のクオカードとタオル、プログラムをお返しするというような方向で検討しております。

なお、返す際には、来年の大会の参加に繋がりますように、いい印象を持たれるような返し方をしたいということで、その方法について現在、検討しているところでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 外国人の方々へのコロナ情報でございます。これにつきましては、ホームページで外国人向けの内容のコロナウイルスに関する情報提供してございますけれども、コロナウイルスの状況につきましては日々状況が変化してございます。そういったことも含めまして最新の情報になるよう内容も更新しながら、外国人の方々へも情報提供していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 今の高橋議員からご指摘いただきました民間主催の様々な総会などのやり方については、いちいち集まるというこれまで通りの方法ではなくて、様々な開催方法、意思決定方法があるので、そういうふうな部分について、市も積極的にご依頼というか情報発信をしたらどうだという部分につきましては、基本的には、例えばでありますけれども、このところ私は奥州FMを通じまして、直接出向いて、できるだけ出て歩かないようにステイホームしていただくようなということで、ラジオを通じて私の直接の言葉で市民の皆様をお願いをしているということで、大分浸透し始めてきているのではないかとというふうに思います。

つきましては、30の地区センター、振興会を通じて、極力そういうふうなことについてご配慮いただけないかということについては、改めて発信をいたしたいと。民間主催の民間の行事でございますので、自粛といってもお願いをするのみということでありますけれども、こういうふうなとりあえず一つの目安として、5月6日までは出歩くことをはばかろうと、自粛しようというふうな形で、大分浸透してきているところもあります。この辺の波をさらに確かなものにしながらご理解をいただく作業、手立てを考え、そしてお願いをして参りたいというふうに思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 17番、高橋です。2点について質問いたします。

まず1点目は、医師会から出ました要望書の4番目の内容についてなんですが、市が保健所との連携の下に胆江地域の病院を中心に院長及び責任者等を対象とした連携会議の実施をお願いしたいという中身なんですが、これについての考え方を聞きたいなというふうに思います。回答等の部分で差し障りがあるというのであれば、しゃべっていただける部分でお願いしたいと思います。

それと関連して、市関連施設の休館等の方針の中で、衣川荘について、軽症者の収容場所としての利用が見込まれるということが書いてありますけれども、この考え方についてあわせて伺います。

2点目は、教育委員会の方に。昨日、校長会が行われて、そして学校の活動形態についてレベル1からレベル6まで説明をしたということがありましたけれども、その内容については決定事項というふうになるのかどうか。それだとすれば、いつ保護者の方々にお知らせするのか。それから校長会議の中で、何か質問等ちょっと特別なものがあれば教えていただきたいと思っております。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 1点目の医師会の要望事項の4項目めでございますが、これがまさに4

月16日に行いました胆江地域感染症対策連絡会議。ここで、それぞれの病院又は診療所、医師会長さんが集まって話し合いがなされており、これは年に数回しかやらないんですけど、現在、このコロナ対策ということで何回もやっていますので、ここでいろいろ連携をしていくという状況になります。あとは、PCR、先ほど言いました発熱外来につきましては、それはまた別な部分ということで、運営する関係者を集めて協議していくという状況でございます。

次に、衣川荘の部分でございますが、感染が拡大して蔓延した場合に、今、東京都なんかではホテルを貸しきったり、借りて、軽症者の部分として、そこに利用させているということがあります。奥州市でもそういった施設がないかということで、市直営の部分ということもありまして、ここにつきましては個室もございますので、そこでそういった施設として利用していただけるものということで営業を継続していきたいというふうに考えているものでございます。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 休校シミュレーションについてでございますけれども、昨日の臨時小中学校長会議を受けまして、本日付けで保護者宛並びに学校宛の通知を発送しております。この休校のシミュレーションにつきましては、規模や期間は、今後、感染が発生次第、保健所、それから市の医師会の助言を行って決定するものでございますので、現状としましてはあくまでもシミュレーションということで、この通りならぬ、マニュアルとはならないものでございます。ただし、万一の時に、各学校である程度、見通しを持って対処ができるように、校長会の意見も踏まえまして、市教委で事前に作成したものでございます。

各校長からの質問ということでございますけれども、突然休校になると、やはり学校としては対応が大変難しいということがありましたので、できる限り情報を早期に収集しまして、事前に各学校周知を、保護者も含めてですけれども、できるように対応して参りたいと思います。以上です。

(小野寺議長) 高橋政一議員。

(高橋政一議員) わかりました。最初の学校の方なんですけど、あくまでもまずシミュレーションだということで、この通りではないけれども、多分これに近い形で、様々、感染者等が出た場合には対応になるだろうということだと思いますので、わかりました。それで、資料をいただきたいんですが、それは可能でしょうか。

それから、最初の1点目なんですけど、胆江地域の感染症対策連絡会というのとはわかりますけれども、そこで様々な細かいことが話し合われるまではいかならないかというふうに、実は私は思っています。これは何かというと、先ほど発熱外来を設けたいと、その時に、今保健所と協議中ですよということでありましたけれども、保健所との協議の他にも、例えば医師会なり、他の県立病院の方なりと、同じようになりかねない論議が必要なのではないかと。それから、ドライブスルーについても同じようなことが多分言えるのじゃないかなというふうに思いますし、感染者が出た場合に、どこにどういうふうに分担して入院してもらうかという部分等についても、やはり一番よくわかっていて、危機感を持っていて対応してもらえるのが、やっぱり現場のお医者さんなり、そういう方々、市とか保健所はそうではないですよと言いませんけれども、そういう会議をきちっと持って、あらかじめこういうことが起きたらばこういうふうに対応するという部分について検討するとして、一定程度結論を得ておくのが必要じゃないかなというふうに思って今、しゃべっているわけなんですけど、このことについてお伺いをいたします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 実はこの間、岩手県が33の県内市町村を集めて、コロナの対応についての説明会がありました。その時に私は言いました。誰が責任者なんですか。オール岩手でコロナに対応するといいながら、誰が責任者なんですかという、実に単純な質問をしました。当然、県知事だということでもあります。

それを受けてということでもありますけれども、今回、ご心配なさっている部分については、胆江二次医療圏のコントロールは、県の医療局とも連携を深めるということも大切であります。奥州保健所長がそのイニシアティブをとるということも明言をしていただきました。とす

れば、我々もその依頼を受けて対応する。県立の病院も、その依頼を受けて、指示を受けて対応するという形が整ったわけであります。ですから、発熱外来をどこの場所に決めますかということがあれば、奥州市とすればこの場所はどうかというものを出す。保健所は、そこに対して準備をする人、モノというふうなものはどうあればいいかというのを準備しながら、最適な場所に設置をしていきたいと思いますということになるわけです。

ひとたび陽性者が出たときに、確かに水沢病院は、院内の違う場所をもって3つのベッドは用意できるけどそれだけでは十分でないということから、胆沢病院も、江刺病院も対応しながらそこはやっていきたいと思います。ではそれはコントロール、誰がするんですか。それは保健所でコロナ関係はするというふうな指示体系が、この間の会議である程度明確になったということなのであります。

ですから、全員集まってコロナの共有的な情報を、この間、協議で情報共有をしたわけでありますけれども、発熱外来に関しては、発熱外来の担当の人たちが保健所に集まって、奥州市も金ケ崎もその担当も集まって、ここでどうだという話が個別に行われているということで、極めて胆江二次医療圏については、奥州保健所を中心とした組織体系が構築されたことによって、できるだけスムーズに市民の心配を払拭できるような対応ができるもの、また、そのために我々もその指示に従いながら協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) シミュレーションの資料でございますけれども、後でご提供いたしたいと思っております。

(小野寺議長) 高橋政一議員。その資料よろしくお願ひいたします。わかりました。今、奥州保健所がということでありますけれども、その中でも、多分市として二次医療圏の奥州市、金ケ崎町として、やはりこういう部分ではきちっと主体的に、ある意味主体的にという様々な決断をしたり、行動しなければならぬ部分等、多分出てくるんじゃないかなというふうに思っていますので、市として、奥州市が中心なのではないかなというふうに思いますけれども、市としてそういう気構えというか、その見通しを持ちながら、ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、答弁があれば伺っております。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 説明が不足したのでしょうか。そのように進めるということを先ほどの答弁で申し上げたつもりでございます。改めてご確認をされたので、改めてそのようにして参りたいとお答えを申し上げます。

(小野寺議長) 他にこのコロナ関連であと何人ぐらいの方ありますか。それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

再開いたします。午前引き続き、新型コロナウイルスに関連しての質問を受け付けます。6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。市長初め担当部局の皆様には、このコロナウイルスの対策を検討いただきまして、お礼申し上げます。本日の新聞報道にも、公共施設等の利用関係等について詳しく載っておりました。そして、学校対応についても細かく載っておりましたことを、今まで各公共施設、特にも観光施設に勤める人たちの心配は、やはり他府県のナンバーが非常に多くなってきていることに危惧を持っておられまして、どういう対応取ったらいいかということが現場での悩みどころだったような気がしております。そういうところで、今日のような発表していただいたことは、非常によかったなと思っております。

そこで確認でございますが、当面は5月6日までというようなことでございますが、詳しいことは、23日の第9回本部会議等でも検討されることかとは思いますが、5月7日以降の体制につきましては、いつ決定されて、実施されるのかというようなところ、もし見込みがありましたら、ただ、少なくともこの状態は、7日以降も全体的に改善されなければ最低限継続されるものであろうと推測されるところでありますけれども、その辺につきましても、考えているところがありましたらお尋ねしたいと思います。

もう一つは、学校関係につきましては今日、レベル1からレベル6まで休みの対応をつけて検討されているところが、新聞発表で見ても非常にわかりやすくよかったと思っております。そういうところ、学校の方はその通りでよろしいんですが、どうもスポーツ少年団関係でまだ足並みがそろってないところが若干あるようでございます。スポーツ本部の方には、市の方から連絡がいて、自粛というところでは届いているようですけども、スポーツ少年団単体の中では、まだちょっと足並みが揃っていない。ただ、今日の新聞報道を見ますと、足並みは揃えざるを得ないというか、そういう部分は感じるころではありますが、改めましてその辺、生涯学習スポーツ課の方もリーダーシップをとって、単体のスポーツ少年団、もしくはスポーツ大会を主催する主催者と、この今日の説明の中でも改めてそういう機会を設けるということが出ておりましたけれども、その辺の周知徹底というか、お願いというかそういう部分をもう少し協力的にやるべきではないかなと考えておるところでございます。

それと、もう一つは提案でございますが、今日の教育委員会のレベル分けの対応を見まして、非常にわかりやすくいいなあと感じたところでございます。市の方の対応でございますけれども、公共施設の使用区分であったりとか、そういう制限であったりも全体的な部分を、レベルごとに分けた対応も準備しておいた方が、市民へ例えば今、市ではレベル3だ、もしくはレベル5になったからこうしてくれっていう方が、より市民に伝わりやすいかと思えます。そのようなお考えも検討していただければと思います。

この3点についてお尋ねいたします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 学校関係、スポ少の分については担当の方から。1番目と3番目でございます。

まず非常事態宣言が5月6日までという期限を区切ったの発令でございましたけれども、では、5月7日以降はどうなるのかというふうな部分は、今時点では予測がつかないというのが、これが現状であります。

例えば、岩手県が今、感染者一応カウントはゼロでありますけれども、これが発生するということになればまた大きく状況が変わることになりますし、また政府が目論んでいるような形で、拡大をある程度めどが立つ方向で鎮圧ができたというのであればまたそれということになりますけれども、国の考え方といたしましては日本を一つのまとまりとして対応していくのだというふうなこととして、感染者の多寡にかかわらず対応しようということとして宣言を発令したわけでございますので、基本的にはその状況に応じて対応が変わることとあります。

現時点においては、発令期間の5月6日までということしか申し上げられませんが、結果とすると、さらに延長される可能性は否定はできないと、状況に応じてということとあります。

3番目のご質問の様々なレベル分けというふうな部分ありますけれども、例えば、医療関係の先生方がどのようなご見解を持つのか、これは例えば奥州医師会においてということになりますけれども、その部分について、封じ込める体制が整っていれば、ある程度そういうふうなレベル分けもできるのしょうけれども、今は見えない敵と戦っているという状況からすると、レベルを決めて段階的というものが果たして正解な対応方法なのか、これがよくわからないということなのであります。それに対応いたすこととしては、やはり経済対策を、一方で締める部分は締め、そして安心できるための経済対策をどのように打つかというところに、まずはエネルギーを注いでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

ご意見としては、わかりやすさというふうな点からすれば、確かにレベルごとにこういう状況になったらこういうふうなことということとありますけれども、今もしレベルがあるとすれば最高レベルで対応しているわけでありまして、感染者が出たとなれば、これ以上の対応ということになれば、さらに強いお願いをするということになるわけでございますけれども、出ないという保証がどこにあるのだからというふうなことになる、なかなか悩ましいところだなと。これは国の動向、県の考え方、そして奥州市がどういうふう判断するかということと、内容が都度都度変わってくるということになります。感染防止に対しては緩く初めて厳しくするのではなく、厳しく初めて状況を見据えて段階的に緩和していくというやり方がいいのではな

いかというふうに思っておりますので、いずれ、その状況においてどういう検討ができるのかということについては、常に対策を立てるための検討を続けていきたいということでございます。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) それでは私の方からは2点目のスポ少の関係でございました。確かにスポ少の関係につきましては、教育委員会での方針でもありましたように、今、子供、小中高生に認められるスポーツ活動は、唯一部活動のみとなっております。ですので、その辺の周知徹底が足りなくて、ちょっと使われていたというような事情が確かにございました。先週辺りにもう一度これを徹底しようということで、スポーツ少年団に文書を出しておるほか、それから各グラウンドの使用制限についても、それを徹底してくださるよというお話をしております。

加えてこれからの対応としましては、市のスポーツ施設、私どもの所管の部分は今日から、利用ができなくなっておりますので、そういったこともあわせて周知しながら、基本的に活動が今できない、自粛してくださいという話をさらに進めて参りたいと思っております。

(小野寺議長) 他に、7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。大きく3点、お尋ねいたします。

まだ、県内にはコロナの感染ということが出ていないわけですが、これはPCR検査をしていないから出ていないという部分もあるかなというふうに思うんですが、先ほど来、発熱外来をつくられるという話をいただきました。これ、いつ頃までに作られることを目標にしてやられているのかが1点。一番の問題がPCR検査じゃないかと思いますが、その辺はどのようにできるようにするのかについてお尋ねいたします。

次に、例えば感染者が出た場合ということで、今家庭で看護することはなかなかできないものですから、市の施設を使って宿泊、収容していただくということで計画されているということですが、今ある市の宿泊施設は何人くらい収容することが可能なのかについてお尋ねいたします。また、最悪のことを想定しまして、どのような受入れの準備、シミュレーションをされているのかについてお尋ねいたします。

最後に、先ほど奥州市の病院でも防護服とかキャップ、マスクが不足していると言われていましたけれども、事実そのような形になってはいますが、もう1点が、私たちを見ていただいている市内の病院関係でも、やはり防護服とか手袋、マスク、フェイスシールドがなくて、その中で急に熱が出たとかで来られて怖い思いをされているというふうに伺っております。

これ、お医者さんだけでなく、看護師さんも含めてそんな形で言われていますが、やはり岩手はお医者さんの数が一番少ない県だというふうに先ほど言われましたので、市民を守るためにも、この医療体制を守るためにも、市としまして、例えば防護服とか、マスク、手袋、フェイスシールドとかを準備、支援してあげるのも私たちの市民を守る方策の一つではないかと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

以上、大きく3点についてお尋ねいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) PCR検査、発熱外来の設置についてでございますが、できるだけ早く設置したいということで、市も金ケ崎町も保健所に要請してございます。保健所の方では、いずれ準備でき次第、設置するということですが、いつまでにとということについては、まだそういった回答はないという状況でございます。

あと、家庭で看護できない、市の収容施設ということでございますが、もし感染症が出て、病院でも厳しくなってきた場合には、今、東京などで宿泊施設等を借り切ってやるというような状況でございますが、これについては、まだ県の方からこういった施設を確保してくださいという、確保することは県の方で方針が決まっているんですけども、まだその部分について、市町に確保の施設、提供できる施設があるかというのが、まだ照会だ来ていないという部分がありまして、その数とか、そういった部分については、ちょっとまだお答えできる状況にありません。

あと、そういった施設については、搬送についても大変な状況なので、搬送を考えながらの宿泊所の利用ということになりますので、そういった部分についても、保健所の指導を受けながらそういった施設の把握に努めていくということになります。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) それでは、市内の病院の方々に対する防護服等のことですが、市の方でも若干はあります。若干あったものを夜間休日診療所の方に今、提供しております。本当に医療関係の皆様には大変ご心配をおかけしているところですが、発熱外来ができれば、熱を出された方は、まずそちらに来るということで、医療関係の方々の方にはいかなくなるであろうというふうには思っております。

当市の方で持っているマスク、手袋も、おそらく発熱外来の方に出さなきゃいけないだろう、出すことになるだろうというふうには思っております。今のところ、医療機関に提供する部分としては、今準備できるものはない状況にあります。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 千葉議員のご質問に少し補足してお答えをさせていただきたいと思っております。軽症者の受け入れについてということでありまして、先にご説明申し上げました感染対策の対応状況についてということで、詳しくそれぞれ書いているわけですが、衣川荘においてはそれが見込まれるということでありまして、今ほど部長が答弁を申し上げました通り、奥州保健所としては、やはりどこでもいいということではないんですね。一定の機能が揃っている宿泊施設ということ以外に、そういうふうな感染対策について、揃っている、或いは揃えることができるのかというふうな部分を詳しく今、検討しているということですので、必ずしも衣川荘が決定しているというものではないということで、基本的には、市としてどこかということになれば、どういうふうなところなのかなというレベルの話でありまして、何部屋用意できているんですか、どういうのですかというのは、奥州保健所イコール岩手県が、こういうものでお願いしたいということに対して我々も必死になって探すということになりますから、必ずしも今目論んでいるところが決定しているということではないと。決定しましたとなれば、地域説明等々もしながら、まだそういうふうな段階には来ていないということでありまして、この部分については、今検討途上にあるというふうにご理解をいただければと思います。

それから、市として何とか防護用具の手配をして、医療関係者に必要数渡すべきだと、私もそう思うんですけれども、結果として、マスクにしても、医療関係の方が使うマスクは、手づくりのマスクで本当にいいのか、フェイスガードのようなものも、テレビではクリアファイルとカチューシャというかヘアバンドを組み合わせ、そのところに隙間風を防止するスポンジの両面テープを張って、上手にできているんですけれどもね、そういうふうなものでいいのかとなると、なかなかドクター達、或いは看護師さんも含めてでありますけれども、いやこれはちょっと。他県の内容の部分と言うと、かなり苦勞なすっているところもあるというふうには存じ上げておりますけれども、これは岩手県を通じて、医療機関に対応していただくというふうな対応するための防護機材を手配していただくということ、強く依頼するというところに尽きるのかなと。

ただ、東京都はもう3,000人を超える罹患者がいて、岩手県はゼロということになれば、当然、今ガンガン戦争しているというか、戦っているところにやっぱり優先的に回ることになりますと、我が県はなかなか難しいところもあるのかなと素直に思うところありますので、ここはないから後回しでなくて、ないから出さないようにするという意味では、最優先でやってもらってもいいんじゃないかと。詭弁かもしれませんがね。そういうふうなことを県に申し入れをして、県から厚労省に向け、さらに強くご要望申し上げていくということになるのではないかとこのように思っております。そういうふうな意味からすると、今すぐに奥州市として、不織布を用意して、縫製工場を押さえて、そして、規定通りのマスクを作ったり、防護服を作るかというのは、その能力がないものですから、今言ったような方針で丁寧にご要望申し上げていきたいというふうには思っているところでございます。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) ぜひこれは県の方が握っているわけですので、県に強く、今現在されているということを聞いていますが、さらに声を上げていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

また、市内の病院に関しまして、市としてまだできることを、今、全部委託又はできない部分はぜひ県又は国ということで、強くこれも要望していただくということをお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) PCR検査につきましては、当初のころは大分絞られた方のみ検査していたんですけれども、現在は医師会の要望等もありまして、お医者さんが必要だと思われる方は全部検査に回っているという状況です。ただ、今度ドライブスルーとかでPCR検査をするということになりますと、今やっている県の施設、1箇所です今やっているんですが、それ以外にも、保健所長さんの話ですと、民間の検査施設も利用したいということで検査体制を強化していくという方針でありますので、そういう状況でございます。以上です。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 部長がドライブスルー、ドライブスルーと言っていますけれども、ドライブスルー型の発熱外来ができるということではなく、そういうふうな簡便な方法で数多くの検査もできるようなことも視野に入れながら今検討しているということですから、発熱外来が設置されました、うちの部長はドライブスルーだと言ったがドライブスルーじゃなかったということもあり得ますので、今、様々な部分でやっているというところについては、保健所長はかなり前向きに対応していただいておりますので、より良い方法ということで話題に出ているのは事実なんですけれども、それが確定していると、まさに今、走り陣立てで作っているというところについては、今お話ししたこともうそではないんですけど、必ずそうなるということではなく、できるだけ早く、そしてできるだけ安心できる状況を作りたいと。それからもう一つ追加でお話しますが、今、民間の医師会に所属されるようなクリニックの先生方が大変困っているということなんですけれども、それは、自分ところで受けるのには防御の体制がないのに来てもらう。来るなとも言えないというところが問題なんですね。ところが、発熱外来ができれば、まず発熱外来に行ってくださいと、そうすれば患者さん、或いは症状がある方は安心できるわけです。そこで大丈夫だったとか、いやいやという話になるわけで、そうすると開業されている先生方の負担が大きく軽減されるということからすると、かなりいい方向に改善されていくと。そのためにも、今、奥州保健所の仲本所長をはじめ、我々も一緒になって対策をしているということなので、ぜひご理解をいただければと思います。

(小野寺議長) 25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) どうもお疲れ様です。何点かお尋ねいたしますが、まず雇用調整助成金の貸付申請と貸付状況っていうのがおわかりでしたら、お知らせいただきたいなと。あわせて福祉の貸付もあると思うんですが、もし情報がありましたらお知らせいただきたいというのが一つです。

もう一つは、いろいろ今、予算段階なので、聞いても気の毒な話ではありますが、10万円の定額給付金の問題、それから地域創生臨時交付金の問題、市にどういう情報が今来ているのかと。一定の人の体制も考えなければならぬんだと思うのですが、これらについてどういうふうに考えられているのか、その情報の中身と今後の受入れの体制、大臣は簡単に市町村で話をしますけれど、どういう状況なのかお尋ねをしたいというふうに思います。

ちょっとはっきりしないんですが、PCR、発熱外来ができたからといって、1日40件でしたか、そういう状況の中で、どう対応するかというのはまだ決まっていってということなんでしょうか。その点お尋ねします。

(小野寺議長) 佐々木企業振興課長。

(佐々木企業振興課長) それでは雇用調整助成金についてでございますけれども、雇用調整助成金は国の制度でございます、ただ市のワンストップの窓口の方では、雇用調整助成金の問い合わせ件数は増えてきてございます。ただ、実際の受付件数につきましては、国の方に問い合

わせた後にお知らせをしたいと思います。

それから市の貸付につきましては、3月の末に市の中小企業融資の追加融資を受けやすくするような制度改正を行ったところでございまして、それに対応した件数というのが、ちょっと正確ではないんですが、数件程度今きている状況でございます。以上です。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) まず10万円給付の部分についてお答えしたいと思います。昨日、4月20日付けで、総務大臣から各知事宛にということで通知が発出されております。これは、国の補正予算の変更ということでございますけれども、従来の生活支援臨時交付金に代わるものとして、特別定額給付金を実施するというものでございます。内容についてですけれども、実施主体と経費負担については、実施主体は市町村ですと、それから給付事業費と事務費については国が10分の10で補助するというものでございます。

それから給付対象者ですが、基準日が4月27日ということで、住民基本台帳に記載されているものということで、給付額は1人につき10万円ということでございます。

それから申請と給付の方法ですけれども、郵送と、マイナンバーカードを活用してのオンライン申請ということになっているようでございます。交付については銀行口座への振込みということでの情報が入っております。

それから、地域創生交付金の部分につきましては、総額で1兆円ということであるようですが、まだ細かなスキームがこちらの方でもわかっていないということで、決まり次第の対応になるかというふうに考えております。以上です。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) PCR検査の部分でございます。現在、県の方で1箇所大体1日40件の検査ということでやってございますが、二次医療圏に1箇所ずつ発熱外来を設置することになれば、いずれ検査の対象件数が増えていくということで、県の方でその部分については強化していくものというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 全般によくわからないということだと思いますが、雇用調整助成金については、申請等の交付が、何日か前の新聞で、全国で2件とか出ているんですけど、新聞報道はすごく早いんですけど、全く実態が伴っていない。どこに問題があるんだっていうふうには私思うんですが、交付実績なんかもお知らせをいただきたいと。そういうのを掴んでないと駄目じゃないかなと私は思うんですが、その点ご配慮いただきたいなと思います。

福祉資金については答弁がなかったんですけど、これも市は関係しないのですか。生活資金の貸付けがありますよね。かなり厳しいのではないかとと思うんですが、現実こうやっているとはよくわからないっていうのが実態なので、もしおわかりでしたらお知らせください。

臨時交付金はもう全く状況がわからないということのようですので、10万円給付についてなんですが、きちんとした体制で早急にやるっていうのがみそだと思うんですけど、決定そのものが遅かったの。ですが、テレビを見ていると下手をすれば6月、そういう報道すらされている状況では全く間に合わないのではないかとというふうには私思うんですけども、その点どういうふうに対処しようとしているか、これからだということかもしれませんけど、お尋ねしたいと思います。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 10万円の給付等に係る体制でございますけれども、先ほど財政課長から情報をいただきましたので、まずはこれに基づいて構築できるものを想定しながら、早々に大まかなところを定めたいと、検討したいというふうに考えております。

いずれにしても、政府でお示ししていますように、なるべく市民の方々に早急に給付できるような対応をとっていきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 福祉関係の給付の件ですけれども、ちょっと今日、担当部のものが来ておりませんので、後日ということをお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 皆さんに言うのはちょっと言う先が違うんだと思うんですけど、実態が見えてこないんですよ。そういう状況を、私は制度の運用のための仕事も必要ですけど、実態がわかるような仕事の仕方をして欲しいなと思うんです。そういう点では、そういう制度がどういう運用になって、どこまでいってるのかとかをきちんと情報として把握して欲しいと。事が起きてから対応しなければという状況でないような情報共有をして欲しいと。要望にしかありませんけど。

10万円給付については、もう即臨時議会を開いてでも、一刻も早く出せると、必要な人と必要でない人っていうのは、必ずいると思うんですけど、早急に対応できる仕組みを全力で考えて欲しい。当然、人の配置も含めて十分な対応していただきたいと思いますので、その点お尋ねして終わります。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 議員おっしゃるように、合理性をもってことを運べるように、或いは市民のサービス性も考えながら、しっかり体制を整えて、迅速に人を集めて対応したいと思います。

(小野寺議長) 1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。何点かありますのでちょっと分けて質問させていただきますけれども、まず先に質問された議員さんに続いてというところがあるんですが、まず外国人の方への情報発信というところで、先ほどスピード性を求められるということで、ホームページというお話でしたけれども、変わる部分もありますし、変わらない基本的な部分っていうのもある程度まとまっていると思われまますので、そういった部分は、一旦文章等でまとめて、一度案内、周知されるということが大事ではないかなと思いますけれども、その点をお伺いいたします。

それから民間のホテルを借り上げる等々は、あくまでもこれからですというお話でしたけれども、その中で搬送に課題があるということで、まさにその通りかなと思いますが、他県、他市においては、その搬送において自衛隊の協力をいただいているという話だったんですけども、その自衛隊への協力要請というのが、あくまでもその保健所からの判断なのか、一旦市が県に要請をして、県からというところのルートだけちょっと確認させてください。

それから、医療従事者のお子さんへの差別というご心配の声もありましたけれども、そういった場合になかなか対応が難しいかと思われるんですが、他の場所では医療従事者の方が家に帰られると家族への感染の心配があるということで、その方々向けのホテルを別に借り受けて、家族とは会えない状況が続くんですけども、そういったケアもしているというお話も聞いておりますので、その点、まだこれからと思いますけれども、どういうふう考えてらっしゃるかというのをお聞かせください。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 1点目の外国人の方々への情報発信の仕方でございます。実際外国人の方がどういった面で困っているかという情報が必要かというところ等を捉えた上で、必要な情報を、ホームページを通じて情報発信して、あと、いろんなサークルとか集まりとかもございまして、そういったところに情報、困っている内容であったり、或いはお答えしたりという形で常に新しい情報を発信していきたいなというふうに思っております。以上です。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 先ほど言いました搬送に対する課題ですけども、自衛隊を要請するとなれば、県知事の要請になると思います。市町村がそれぞれに要請するものではないというふうに考えておりますので、それは県と市町村と連携しながらやっていくという考えでございます。

医療従事者の家族の差別という部分でございますが、教育委員会の方では、そういった差別をしないようにという学校関係者の指導はありますけれども、親御さんたちの差別も含まれてくるのかなということでございますが、この部分につきましては、そういった家族の方のケアの方策について、今後の課題というふうに捉えて参りたいと思います。以上です。

(小野優議員) ホテルを借り上げた場合の健康観察です。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) ホテルを借り上げた場合の健康観察をする職員ということですか。

(小野優議員) 設置した場合に、自宅に帰らなくてもいいようにホテル等の確保はどうなのか。職場でもいいです。

(伊藤保健師長) そうそういう考え方もあるかと思いますが、まだそういうことは、今初めてお聞きしました。そういう方法もあるというふうに、県の方にも提言して参りたいと思います。

あと、先ほどの心のケアですけれども、5月14日号の広報には、心のケアの部分で広報には載せたいなというふうに思っておりました。その中でも、差別を入れたらいいかどうかというところを職員の中でもどこまで入れたらいいか悩みながら、今、基準を作っていたところでした。以上です。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) ちょっと他のことも聞きますけれども、前々から次の臨時休校に備えて、前回の休校の総括だったり、今、保健師長からもありましたが、子供たちの心のケアの体制づくりをしていただきたいというお話をしておりましたけれども、その辺どの程度進んでいるかというところをお聞きいたします。

それから、次に臨時休校するとなった場合に、市内の幼保施設はどういった対応を指示されることを考えていらっしゃるのかということもお聞きします。

それから、これ宮城県であったらしいんですが、家族の中でお父さん、お母さんは陽性だったけれども、お子さんたちは陰性だったという場合に、どういった対処が考えられるのかなという、これもこれからの部分ではありますけれども、そういった例が全国的にも出ているということですので、その辺も、あらかじめ検討していただければなと思っておりますが、その辺お聞きいたします。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) まず3月の一斉休校措置をどのように総括しているかについて、ちょっと簡単にお話をいたします。休校の経緯についてでございますけれども、2月28日に、国からの要請を受けて、市では3月2日に臨時校長会議を開いて、3月4日から市内で一斉休校指示したところです。

ただ、実際のところでは、県内の各市町村では対応が分かれまして、2日からすぐ休校措置といった市町村もございましたけれども、奥州市では、休校まで2日間猶予取りましたことで、休校中の学習の進め方ですとか、家庭での過ごし方について事前に各学校で指導を行うことができたというふうにまずは総括しております。

次に、休校中に預かり先がなく、小学校での預かりとなった低学年の児童数が、10校で35名ございました。今後、再度休校となった場合に、やむを得ない事情によりまして学校で預かりが予想される児童が同数程度予想されますので、この辺り各学校で事前に現在、把握しております。

さらに、教科の遅れについてでございますけれども、この未修になったものが3月の部分でございました。小学校では22校、中学校で6校の学習の遅れがございますけれども、これらの未履修につきましては、現在のところ、補修のための授業、それから家庭学習を適切に生かすなどの取組みを計画的に進め、ほぼ未修解消の状態になってございます。

その他、休校中に明らかになった課題としまして4点ほどお話しします。

一つは、休校中の学習、それから運動量の確保が大変困難であったということです。

あと二つ目には、再開に向けた保護者の心配や不安の声が多く届けられたということがございました。

三つ目としましては、部活動、それから体育施設の利用に制限がかかったわけですけれども、これらに対する不満の声が多く寄せられたということです。

最後に4点目としまして、これは各学校からの情報の部分でございますが、子供たちがゲー

ム漬けになった。そういう状況が進んだという声が届いております。

休校になった場合ですけど、今後、子供たちの状況を、心のケア含めてどのように把握するかという部分につきましてですけども、まず、第一義的には一人一人の家庭環境ですとか成育歴を担任が一番把握しておりますので、休校中は定期的な電話連絡ですとか、家庭訪問等、学校事情に合わせた方法で情報収集に当たりたいと考えておりますし、その上で、子供たちが安心して相談できるような体制、この辺りは各学校の要件、養護教諭も中心として動くことになると思いますけれども、ホットラインの確立、いつでもSOSを出せるということを保護者のみならず子供たち自身にも、まだ学校が現在授業中ですので、周知できるように取り組んで参りたいというふうに考えております。

それから、幼保との連携でございますけれども、まず小中学校の休校の場合、幼稚園につきましても預かりの関係もございますので、同じような歩調にはなかなか、必ずしもいかない部分でございますので、この辺りは関係各課と連携をとりながらということと考えております。

さらに、家族が陽性反応だった場合ですけども、子供たちが陰性でありましても、これは念のためということで、最低でも2週間の待機、この期間は出席停止ということで欠席にならない扱いということで考えております。以上です。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは保育所と認定子ども園の関係ですけども、ここの部分につきましては、基本休業している親御さんであれば子供はそちらで見させていただくということになりますが、働いている、どうしても働かなければならない親御さんであれば、子供は保育所で預かるという対応になります。保育園そのもので感染者が出た場合は、これは休園せざるを得ないんですけれども、今なければ、そういった対応ということになります。

あと、両親が陽性で子供が陰性だった場合ということで、全国的な例では、簡易的な施設で陰性の子供を一緒にとかいう、ちょっとその部分につきましては、レアなケースもあるので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 家族内で感染者が出た際の過ごし方であったり、家庭でのいろいろな情報が、新聞やテレビとかインターネットでも紹介されております。例えば、部屋を分けたりとか、衣類の洗濯の仕方とか、食事の出し方とか、そういった分けて生活するといったような情報もございますので、必要に応じてホームページとか広報紙とか、そういった部分で皆さんにお知らせしていきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) まず、学校での手だてが非常に進んでいるかなと思っていて、何も無いのが一番いいんですけども、変わらずより一層丁寧に子供たちのケアを進めていただければなと思っております。

家族が観戦した場合の話ですけど、私の説明も足りなかったなと思うんですけども、親御さんが、要は行動不能な場合に、入院してしまったりっていうのもありますし、軽傷と言いながらも家の中で行動が難しい場合、子供たちの食事をどうするのかとか、近くに親戚がいれば預けることも可能かと思うんですけども、そういったことはなかなか手だてが取りづらい場合もあると思っておりますので、これは今すぐではなくて、そういったケースもあったということで今後検討していただければなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次ですけども、施設の休業の話が先ほどから出ておりますけれども、その貸出しの部分に関してなんですが、以前の話では、例えば、消毒液等は施設管理事業者側で個別に手配して欲しいという話があったというふうに記憶しておるんですけども、ここまで長期化してきますと、なかなか事業者単独でそういった消毒液等の確保が難しくなっているという話も聞いてはいるんですが、その辺を、例えば市で一括調達されるのか、若しくは消毒液等の対応が各事業者に難しい場合の施設の貸出しの方針というか、ルール付けというのを、今のうちから検討していただきたいなというところがありますし、それから、3月の際は、年度をちょうど跨ぐってというタイミングでしたので、各事業者の経済的、財政的な部分に関しては、今のところ

まずそれほど影響ないというお話を聞いておりましたけれども、今後長期化において、やはり明らかに経済的、売り上げ等の部分で影響が出てくるのが避けられないと思うんですが、この辺の調査等を考えていらっしゃるのか。今後、どのように取り組んでいかれるのかというところをお聞かせください。

それから、経済団体とのヒアリングを今後予定されているということでしたけれども、休業補償という話ではなく、市内で感染者が出た場合など、改めてこの行政当局の方から市内の共済事業者に対して、県以上に強く休業要請等する可能性もあるかと思っているのですが、その場合の休業補償ではなく、感染拡大防止への協力金、東京都はそういう表現を使っておりますけれども、そういった協力金というものを検討されているのかどうか、お聞きいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは、まず施設の貸出しの部分でございますが、消毒液の確保という部分なんですけれども、これにつきましては、基本的に消毒液の購入が今、難しい状況です。石鹸で手洗すれば十分消毒ができるという状況ですので、もしなくなった場合は、石鹸での手洗いの励行を進めて参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 経済が調査の部分でございますけれども、まずは今後、商工会議所、農協、それから観光物産協会、そういった団体の皆様との話合いといいますか、お話を伺う機会をいくつか設けながら、そういった中で状況を確認していきたいと、今のところはそう考えてございます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 感染者が出た場合に休業要請することで拡大協力金というお話がありましたけれども、県の方でもそういった部分については対応がこれからされてくると思いますので、そういった部分、冒頭で市長もお話しましたけれども、県と市と連携しながらどういった対応ができるのか、今後の課題ということになります。以上です。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) 私が経済的な影響というのは指定管理事業者側の部分でしたので、これから使用料収入とかに大幅に影響が出てくると思うんですけれども、この辺、どのように今後調べるのか、調査を呼びかけるのか、向こうからの申し出を待つのかとか、いろんな対応があると思うんですけれども、その辺どういう考えですかというところでした。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) この件につきましては、年度末にも話題になった件でございますが、指定管理料に関してどの程度の影響が及ぶのか、使用料入ってくる、利用料入ってこない。しかしながら、経費もかからないということもあって、翌年度に、一定の時期に、その辺の前年度の精算をしてみて、それによってもし影響があるのであれば、応分の支援をしていきたいというような考えは持っておりました。その考えについては今現在も変わっておりません、今後大きな影響が出ているという個別の案件があれば、早急には対応していきたいというふうに考えておりますが、大きくはこれまでの考えを踏襲しながら対応していきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。何点が質問いたします。

全国に緊急事態宣言が出されたということで、ステージが変わったと思います。市民の交流を絶つということが一番だというふうに思いますけれども、これまで市の方にも様々な情報が入っているとは思いますが、例えば、企業さん、岩手県内の感染者がゼロなので、岩手県に他県から、県外から従業員を連れてきて働かせているようでありまして、また、例えば単身赴任者の感染流行地域にお住まいのご家族がお住まいで土日に帰ることを、今までは強制力がなかったもので、帰省はOKだというふうになっていたようなんですけれども、そういうことも、これからは県知事からの要請、各企業に対してだと思っておりますけれども、できるんだと思っておりますが、その点強くやっていただいているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、県外からの業者さん。感染拡大地域から業者さんがいらっしゃるような地域、また企業さんもあるようなんですけれども、緊急事態宣言が出てからは、そういう企業でその業者さんに対しても2週間の待機を求めているのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。県との連携で奥州市内にもそういう業者があると思いますので、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

それから、市の方にも市民から様々なご意見来ているようですけれども、岩手県内は感染者がゼロなので、感染地域にいらっしゃるご家族を県内に呼んで帰って来なさいと言われていた親御さんたち、保護者の方もいるようですけれども、そういうご家族がいるということで、ご相談が市にもあると思いますけれども、どうしたらいいのだと、ご近所でそういうご家庭があるけれどもというようなことです。

それから水沢公園ですけれども、桜が満開で、今、だんだん散り始めていますけれども、市の駐車場も満杯で水沢公園がすごい人出だったと、こんなことでいいのかというようなことも市民の方からご意見いただいておりました。夜のライトアップ、これは来てくださって言っているようなもんじゃないでしょうかというような声もありましたので、そういうところ、緊急事態宣言が出されたというところで、もう少し市としても考えなければならぬところもあるのかなというふうに思います。

あと、某施設、商業施設ですけれども、他県ナンバーの車がいっぱい来ている、またレンタカーがいっぱい来ているというようなことも市民の方から声がありまして、こんなことでいいのかというようなことがきておりますので、例えば、緊急事態宣言が出たわけですから、警察の方でも声がけをする、スーパーなんかですと間隔を上げてお並びくださいとか、できればマスクを着用してくださいとかってというような店内放送をしていますけれども、警察の方にも回っていただくとか、何らかのことをしていかなければならぬ状況ではないのかというふうに思いますけれども、その点、奥州市の考えを伺いたいというふうに思います。

それから、消毒の件ですけれども、学校にも通知をしたということです。今、学校が再開になっています。子供たちの状況を見てみると、マスク、全然意味がありません。子供たちは苦しくなって鼻出しますしね。午後になったらもうつけていない。先生も注意しないというような状況のようです。であれば、どうしなければいけないかということ、やっぱり消毒をまめにするということが重要になってくるんですが、例えば、保育園、子ども園等は、子供たちが触るところ、おもちゃ等に関して。今回の感染症だけでなく、常にこの消毒をするということで、保育園とか、そういう子供たち、ちいさな子供さんを預かっている施設では、そういうことにすごく気をつけていただいて、日頃からやっていただいている、さらに強化をして今やっていただいているようなんですが、小学校、中学校等で元々その消毒をするということがなかったわけですから、じゃあ誰がいつ、どうやるのか。やってくださいよっていうのは教育委員会では言われているようですけれども、じゃあ誰がいつどうやるのか、担任の先生がやるんですか、用務員さんがやるんですか。養護の先生がやるんですか。どういうふうに1日やるんですかっていうようなところを、きめ細かく対応していただかなければ、いつ感染が莫大的に岩手県内で起こってもおかしくない状況なわけですから、ぜひそこを徹底していただきたい。

奥州市もそのようなアクリル板を作っていただいて、なるべく感染予防しようというふうにしていますけど、そんな汚染されたアクリル板、誰が掃除するんですか。というようなところを、きめ細かく決めていかなければいけないと思います。議会でも、議会事務局職員の皆様が終わった後に消毒してくださるようですけれども、そういう体制でいいのかと。どうあるべきかということ、消毒しなさいというだけではなく、どういう体制、オイラーさんがすべきなのか、職員みんなやるべきなのかということ、きちっと決めていただいて、マニュアル等出していただければというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

それから、岩手県内、今のところ感染がいません。先進地を見てと今様々ご意見ありましたが、対応遅いんじゃないですか。先進地を見てれば、例えば両親が陽性になったら、子供さんが陰性で残っています。じゃあ、その子供、育てていくんですよ。誰が見るんですかというようなことが問題になっているわけです。もしも起こったらどうするんですかというところ

の想定をしておかなければいけないと思うんです。

今までの感染拡大地域の事例を見てこういうことが問題になっていますよということになっているわけですから、市でそういうことが起こったらどうするか。もちろん、県や他市町村、近隣市町村とも話をしながらですけれども、起こっていない今、最悪の状況を想定しながら対応していくということが重要だというふうに思います。

業者さんに対しての支援金に対しても、様々な自治体ではいろいろありますけれども、どうあるべきかということをしかりと声を聞いていただいて、対策をとっていく。それが大事じゃないでしょうか。

今、感染者が出ていない岩手県だからこそできることってあると思うんですよ。爆発的な感染が全国的に収まったら、そのあと岩手県が爆発的に増える可能性もありますので、様々な想定しながら対応していただければというふうに思います。

本当に大変だと思いますけれども、想像力を働かせていただきながら対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) ここで午後2時15分まで休憩します。

再開いたします。19番議員の答弁からお願いいたします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 商工観光部の方には2点ご質問ありました。水沢公園へのライトアップと、それから企業との関係のものでございます。最初に、私の方で水沢公園のライトアップのことについてご答弁させていただき、企業の方は、担当課長の方からご答弁させていただきます。

まず、水沢公園のライトアップでございますが、これにつきましては、どうしても水沢公園のお花見、桜、非常に立派なものですから、多くの方々はどうしても夜間に訪れるだろうということを考えていました。ただそういった中で、真っ暗というような形であれば、足元が見えなくて非常に危ないだろうということが一つ。それから、暗がりが多くなり、防犯的にも危ないだろうということがありまして、来た方の安全確保と防犯のためということで、規模を縮小してといいますか、ぼんぼりを中心としたライトアップをさせていただいたものでございます。

今、水沢公園の桜も散り始めておりますけれども、今後そういった意見が強いのであれば、早めに撤去するなどの検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

(小野寺議長) 佐々木企業振興課長。

(佐々木企業振興課長) それでは企業の情報ということでございます。まず、我々の方でも心配しており、企業訪問等を控えている状況ではございますが、電話等で可能な限りの情報収集は、常に努めてございます。その中で、多くの企業で自主的に来訪者の規制をすとか、あとは入口での検温などのチェックを行う。あとは出張の制限を行ったり、テレワークとか電子会議が進んでいるというような状況でございます。感染を極力防ぐ体制を各社で行っているという状況が、まずは見えます。そういう中で、ビジネス利用でのホテル、新幹線は大幅に減っているという状況が見えています。

とはいえ、経済活動、物流につきましては、やはり100%止めることは難しいというところがございまして、国の状況の把握、あとは検討、今後、十分協議を行いまして、有効な手だてを模索して参りたいと思っております。よろしくお願いたします。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 各小中学校での校舎内の消毒についてでございますが、ノロウイルス感染症等が発生した場合の校舎内の消毒マニュアルが学校ごとに整備されておりますので、基本的にはこれを基に、さらに学校の保健主事を中心に校内の消毒作業を分担して、1日に複数回、消毒を進めております。各校の事情に合わせましてさらにこまめに励行するように、今後とも進めて参ります。以上です。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 庁舎内の消毒の関係でございます。これまで統一した形での対応はして参りませんでした。今回、例えばトイレであるとか、カウンターであるとか、それからアクリル板、そういったものについて、統一した形で対応していきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 親御さんが子供さんを家庭に呼び寄せているケースがあるという部分につきましては、こちらにもいろいろ相談が来てございます。向こうで休業、休校になったので、こっちに帰らせてもいいだろうかといった時には、いずれ今、外出自粛の状況でございますので、帰らないようにということで相談には回答してございます。

これは自粛ということで、ロックダウンとかっていう強制力があるのであれば、議員おっしゃる通りのことができるのかもしれませんが、今、自粛要請しているというところで、市長メッセージでも自粛を要請しているので、観光施設に県外ナンバーが多いという部分で、観光施設を休館するというような手だてをとって、市としてはやっているという状況でございますのでご理解の方お願いしたいと思います。

あと、対応が遅いのではないかと、まさに市が県に対して対応が遅いのではないかと、言っているのと同様に、皆さんから市の対応が遅いのではないかと、それはその通り、遅いというふうに言われればその通りでございますので、市に感染が起こっていないこの時期に、いろいろな先進地、感染地帯のいろんな事例を見ながら、できる限りのことは対応できるように、今後検討して参りたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

(小野寺議長) 阿部加代子議員

(阿部加代子議員) 阿部加代子です。商工観光部長、ちょっと緊急事態宣言で出ているんですよ。それまでは防犯のためとか、そういうこともあったとは思いますが、それで仕方ないのかなっていうふうに思っていましたけれども、今もうお花見やめましょう、外に出ないでステイホーム、家にいましょうよというふうに言われて、全国的にそうしましょうよというふうに言われているのに、防犯で人が来るからっていう感覚は、ズレていますよ。家にいてくださいと市長メッセージまで出ているんじゃないのでしょうか。なので、呼び寄せると言うようにこうとられるのではやはり、お示しのあり方はどうなのっていうふうに市民から言われてしまうわけですので、やはりステージが変わったという認識は、みんなで共有していかなければならないというふうに思いますので、もう一度お伺いします。

それから、企業の活動、止めるわけには、もちろんそうなんです。もちろんそうなんですけれども、緊急事態宣言が出たので、より強く企業さんに対して。会社の中で、企業の中で、グループの中で、岩手県は安心だから、岩手県の工場、会社は安心だから、従業員をこっちに連れてきて働かせていた企業があるわけなんですよ、実際に。なので、そういうことでいいのですかというようにこの問い合わせがありましたものですから、やはりそこを、今後は経済活動止めるということではないわけで、2週間、まず待機してくださいと、従業員の方もここに岩手にいらっしゃる場合待機してくださいということ、小中学生には言っているわけですので、大人の皆様も、企業の皆様も、そこがモラルが問われているわけですから、しかし、そういう体制を整えていただけませんかという要請はできると思いますので、そういうことを徹底していただくということで、一生懸命頑張っている企業もあれば、そうでないところもあるというような認識を持っていたらいいというふうに思いますけれども、その点もう一度お伺いをします。

消毒の在り方につきましては、まず、よろしくお願ひします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 失礼しました。まず、公園ライトアップですが、その通りだと思います。ステージが変わったというのはその通りでございます。いずれその3密の状態を作らないようにということ念頭に置きながら、適切に対応するように考えていきたいと思ひます。

それから企業の方にはございますが、これについても要請を行うように努めて参りたいと思ひます。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の新型コロナウイルス感染症の対応状況については、以上とさせていただきます

す。説明者入替のため、暫時休憩いたします。

再開いたします。続きまして 国民宿舎サンホテル衣川荘の経営状況について、当局から説明をお願いいたします。菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、衣川荘の経営状態が非常に厳しいものとなっております。本日は、その状況につきましてご説明させていただきたいと思っております。内容につきましては、及川主幹の方からご説明いたします。

(小野寺議長) 及川商業観光課主幹。

(及川商業観光課主幹) それでは、私の方から国民宿舎サンホテル衣川荘の経営状況についてご説明をさせていただきます。

それでは、資料をご覧くださいと思います。1番の経営状況でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、衣川荘の利用者は、前年対比で83%の減、売上げは85%の減となっております、厳しい経営状況となっております。

表の方をご覧くださいと思います。申し訳ございません。単位が抜けておりましたが、売上、営業収益については、単位が千円でございます。また、現在の予約状況等に基づきまして令和2年度を積算しておりますが、これは4月6日現在の数字によるものでございます。平成31年3月から令和元年9月までの利用者につきましては23,179人、売上は1億2,682万円という状況でございましたが、今年度令和2年3月から令和2年9月までということで、現在の予約状況から算出いたしますと、利用者が3,852人、売上げが1,846万7,000円ということで、大変大きな影響を受けているという状況でございます。これは宿泊、休憩合わせた数字となっております。

2番の上記の状況を踏まえた対応についてでございます。利用者の減少は、衣川荘の責めによるものではなく、社会全体に生じている問題の一つでございます。衣川荘は観光施設事業ではございますが、公の施設であり、衣川地域の文化施設として、また、集会交流施設としての役割を担っている重要施設でございます。その公共性に鑑み、地方公営企業法第17条の3に基づき、影響分を補助するものでございます。

国民宿舎事業への支援といたしましては、現在、令和3年4月1日を目標として民間移譲の手続きを進めているところでございます。このため、短期的な対応となることから、補助が適当と判断をしたところでございます。

そして、3番の補助の算定方法についてでございます。補助の対象期間は、令和2年3月から当面の分といたしまして9月までということで、現在、考えております。現在の予約状況を基礎として前年実績と比較し、その差により影響分を算定してございます。

4番の補助金額でございます。といたしまして売上げの減。これは純利益ということで見込んでおります。売上げから販売原価を引いたものでございます。これを前年の同期と比較をいたします。2番といたしまして経費の減ということで、客数の減に伴いまして人件費も下がっておりますので、この部分を前年同期とまた比較をいたします。人件費については、給与と福利厚生費の合計でございます。これを下の表でご覧くださいますと平成31年3月から令和元年9月まで、これを令和2年3月から令和2年9月までということで比較をいたしまして純利益から人件費を引いたものの差額を影響額として計算をいたしますと、6,698万円ということになります。これを影響分として一般会計から国民宿舎等事業へ補助をしたいということで考えているものでございます。

説明は以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ございましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。コロナの関係で売上げが落ちているということはわかるんですけども、今後、この先9月までの分ということについては、どのようなお考えでこういうふうに補助されるのでしょうか。もう少し、説明をお願いしたいというふうに思います。今、一般企業に対しても、当面の売上げが減った分というような算定になっていると思えますけれども、どうして9月までなんだろうかとこのところをもう少し説明をお願いします。

(小野寺議長) 及川商業観光課主幹。

(及川商業観光課主幹) ご指摘のありましたその補助の対象期間ということでございますけれども、現在、この新型コロナウイルスの影響がどの程度継続するものなのか、まだ先が見通せないというふうに考えてございます。これからの推移を見守るといふことにはなりますけれども、当面、上半期分の補助を行うということで、補助を計算しているというところでございます。今後も、10月以降の部分についても、今後の状況を注視して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 税金で賄われるわけです。コロナの影響なのか、そもそも衣川荘の経営自体が伸びてないということもありますので、その辺、どう立て分けたいのかというようなご説明をもう一度お願いしたいというふうに思います。といいますのは、市のところだから全額、マイナスになったら補助しましょうというようなことでは、もう民間の、今一生懸命頑張ってくださいような事業所さんとの公平性といいますか、市だけは優遇されているよねというふうにならないのかということもありますので、当面の部分ということで補助することなら何となく理解もできるわけですが、これからはずっとだよというふうに判断されるところはちょっといかがなものかなというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

(小野寺議長) 及川商業観光課主幹。

(及川商業観光課主幹) 衣川荘につきましては、現在、民間移譲に向けまして我々もいろいろ努力をしているところでございます。この民間移譲につなげるということで、何とか衣川荘の経営を維持していきたいというふうに考えているところでございます。そして、民間事業と違い、ましてなかなか制度に乗れない部分があったりする部分もございまして、この部分を市だから赤字をそのままということではなくて、影響が見られている部分を、やむを得ない部分に限ってこれを補助するというところでございます。

これにつきましては、我々の思いといたしましては、とにかく民間移譲を上手く成就させたいという、その思いでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部加代子です。やむを得ない部分ってどういう部分なのか、もう少し詳細に説明をお願いします。

(小野寺議長) 及川商業観光課主幹。

(及川商業観光課主幹) 客数が減っているという部分がやむを得ない部分ということで、それと衣川荘も非常に厳しい経営が続いているというところがございます。ただ、この部分につきましては、単純に赤字になった部分を埋めるということではなくて、実際にその売上げが新型コロナウイルスの影響で下がってしまっているという部分に限っての補助を行うということでございます。それ以外にも、衣川荘も独自で、今、経営改善に努めているところでございます。

計算方法につきましては、前年との比較ということで計算するほかないというふうに考えておきまして、それで、人件費として明らかに経費が下がっているというふうな部分を差し引きまして、純粹に新型コロナウイルスでこの間来客数が減って、経営に影響が出ているという部分を抜き出しまして補助の対象とするというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部加代子です。そうであれば、この先の部分はどよう見るわけですか。9月までコロナの影響がどよう出るかわかりませんが、当面の間と、これまでの3月、4月、5月ぐらいまでの観点ならわかりますけれども、9月まで、さらにその先もあるかもしれないということのようですが、どう説明されるわけでしょうか。

それとこれ、次の補正で出るんですか、この金額が。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 補正につきましては、次の臨時会でお願いしたいというふうに考えております。まず、今回の補正でございますが、いずれ衣川荘については、譲渡を目指していくということで今、譲渡を進めているところです。

それで、譲渡を進めていく中で今、衣川荘の経営が厳しい中で経営をストップさせてしまうという形での譲渡というのが非常に厳しいかなと。何とか9月まで、9月までは衣川荘を継続した中で、その中で譲渡先を探していくということが必要ではないかと考えているところです。何とか9月までの間に譲渡先を見つけて、その中で協議を進めていくというような形で今、進めて参りたいと思っており、この補正をお願いしたいということで、今度の臨時会でお願いしたいと思っております。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) そしたらコロナ関係ないんじゃないですか。何とか経営をとということですよ。その辺の試算をちゃんとやって説明していただかないと、この先々のことまで含めて出すんですかと。民間の企業さん、頑張っているところがいっぱいあります。何とか現金が欲しくて、何とかならないですかというような業者がたくさんあるわけですから、そこを9月まで何とかというふうにこう言われましても、それコロナと何の関係があるんですかと言われますよ、市民に。もう一度お願いします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) コロナウイルスがなければ、通常の運営が行われて、私たちも昨年中から譲渡について考えて、進めて参ったわけでございます。ところが、このコロナによって、この営業の結果っていいですか、利用者の数の激減というものにつきましては、なかなかすぐさま対処できるものではございません。

そういった中で、譲渡は進めていくと、必ず譲渡を進めていくことは進めていくんですが、余りにもコロナの影響が大き過ぎて、どうしても今ある予算の中で進めることは難しいと。そういった中で、コロナの影響という中で、市からの補助金を充てると。非常に心苦しいわけでございますけれども、そういったことをしないと、衣川荘は、今の状態では存続できないということまできているということでございます。

市といたしましては、市の施設でありますこういった施設を、このコロナの影響であるものを、このままでなくすというのではなくて、何とか民間譲渡に持っていくような形での支援といえますか、市からの補助を出した中で運用をしていただいて、何とか9月まではこの中で進めて参りたいというものでお願いしたいというものでございます。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 民間の企業に関わっている者からすると、ちょっとよく理解できないんですが、まず、これ資金繰り上パंकしそうなんですね、要するに。だから多分、現生がないとおそらく潰れるということと理解してよろしいか。通常、民間であれば雇用調整給付金とか、そういう補助金を使って、一時帰休とか、或いは社員を減らすとか、こういう方法がまず最初に浮かぶんですけれども、当然、仕事が減れば職員は余るし、使われなくなったわけですから、通常の人件費はなかなか計上しにくい。足りなくなりますからね。だから、その辺もあわせて、まず資金繰り上の問題が正式に決算上で出ないと、出ているのかもしれませんが、これではちょっと本当にパंकするかどうかっていうのがわからないので、そこはやっぱりちょっと資料としていただきたいなと思っているんですね。パंकするなら。

普通は、我々も融資を受ける。我々ってというか、私なんかはこうですから融資を受けるわけですよ。困っているから。金利とか、融資ですか、最近ゼロで助かるんですけども。困っている時はそうやって、借金として持つわけですよ。だから国民宿舎の場合は果たしてそういうのができるのか、普通借金ですよ。そういうのができなくて、或いはため込んでいれば、その期間中は何とかなるわけですよ。ため込んでいればというか、借りるか、自分のお金で何とかするわけですよ。ところができないってということは、その辺の何か根拠があるんでしょうから、その根拠をまずはっきりしていただきたい。

だから、あといわゆる民間のような手法で、例えば一時帰休とか、或いは職員に我慢しても

らうとか、そういうことは考えているのかどうか。この辺についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 及川商業観光課主幹。

(及川商業観光課主幹) まず資金繰りの方の関係でございます。これにつきましては、現に非常に厳しい状況でございます。今回補助ということで、現金の方を会計の方に入れるということになりますけれども、これによらなければなかなか資金繰りがつかない状況にあるということでございます。

そして、2点目の一時帰休とか、そういった人件費の調整につきましては、現在の市の制度でいきますと、そういったことが想定をされていない制度になってございます。で、この人件費の件も見ておりますけれども、これにつきましては日々雇用職員、1日単位で或いは時間単位で仕事を、お客さんがあった時に、多い時に仕事をお願いするといったような形が、出勤をしないといったようなところにとどまってしまうと、週に何時間といったような雇用の仕方になっておりますので、これを現在、市の制度で参りますと出勤をさせないということができない仕組みになってございます。

現在、岩手労働局の方に問い合わせをしているところでございますけれども、公営企業において雇用調整助成金が使えないかということで調整をしているところでございますけれども、そういった制度が活用ができるということであれば、市の制度を改めて、さらに人件費を節約するといったような取組みも、当然これから進めていくということになります。

資金繰り等の資料につきましては、後ほどご提供をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 民間と違っていてことはわかったんですけども、ただ、やっぱりどうしても特例なのかというふうになってしまう可能性があるのも、よほどそれはオープンにしないと民間の方からも相当クレーム出ること、これ間違いないですよ。だから、さっき言ったように、本当にこれで潰れるのかっていう場合、普通は借金で借りるわけですよ、民間の場合はね。返すのですけれども、という方法はないわけなんですよ、結局今の制度では、結局つき込むわけですね、金を。戻って来ないかもしれない。戻って来いとは言わないわけですよ、これ。それはよくわかんないんですけど。予算あげますという話ですよ。制度的にそれしかできないとおっしゃっているように聞こえたので、だから、まず市民に対して説明できるような資料の提供と、今言ったように、本当にできないんでしょうかっていうのは、今だとできないけど、雇用調整のことはできるかもしれないっていうんですか。ちょっとその辺はつきりわからなかったら、もう1回お願いいたします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) コロナの影響が少なからずあるというのは実際ですけども、今、及川議員がご指摘の通りです。まず、市の直営に近い企業であるからこそ、コロナの融資を、こういうふうな形態の企業が、例えば、政策金融公庫に申し入れしたんですけど、それは駄目ですと。もう一つは、結局、公営企業法の特別会計からなる市の附属会計ということになりますので、公営企業法から言うと、赤字における一般会計からの補填は違法です。要するに、今、衣川荘はコロナの影響も厳しくありまして、資金繰りに困っている。もっと有り体に言えば、5月の支払いでマイナスになって、払えなくなっちゃってことです。

しかし、一般の企業であれば、今の状況からすると市中の金融機関から借入れをするという手法があるんですけども、衣川荘が置かれている立場からすると、市中の金融機関から借入れすることができない。一方で、公営企業法の縛りからすると、赤字補填もできないというこの二つの部分のところに来て、もしこのままということになれば、5月の時点で、資金ショートした時点で、公営企業法の全適の国民宿舎等というふうなその会計をやめて、一般会計に入れて、入れる名目は、衣川荘を即清算するという名目で入れて、後始末をするために一般会計に入れて、借入れとかなんか、実際、衣川荘単独で借入れもしているんですけども、この借入れ以上はもう融資はできないっていう話になっていますので、そうすると、もう取る手は、一つ或いは二つということなんですけれども。

一般企業でできないのをなぜこれができるのかという話、しなければならぬのかということになりますと、結果的には、今の状況で譲り先が見つかったにしても、民間の維持先が見つかったにしても、衣川荘が借りている金額、そして、これから出るであろう赤字の部分のマイナスは、すべて市の子会社である衣川荘が負ったものだとなれば、それは市として面倒をみて、清算をした上で次の場所にお渡しをしなければならぬ。もし見つからなくても、現状のままでは、いずれ今のところは9月というふうなご提案を申し上げておりますけれども、その時点で資金がショートした場合には、もう即清算をするというふうな形で、借入金等々の後始末をしなければならぬという、そういう状況であります。

ですから、ここの部分において、コロナの影響があって、もう少し先までいけるのかなと思っただけですけれども、それが急に詰まってしまったということからすると、1回企業をやめてしまって、そこから譲り受け先を探すのが賢明な方法なのかということ、或いは、今正社員も含めているわけですから、その人達への補償というふうな部分も含めて考えると、今はこの予算をお認めいただき、一つのめどとして9月というふうな部分のところで譲り受け先を探す、そして後始末の方法も探す。

しかし、それをやめるためっていうことは、我々の方としてはそうなんですけれども、次に繋がる時間をその間に見出したいという思いもあるわけですが、それは置いておいても、今の及川議員のご質問にお答えをすると、現実にはキャッシュフローが5月で滞ってしまうと。事実です。これはどこからも借りられません。ということで、こういうふうな形として対応させていただきたいと。

しかし、それはコロナと関係あるかないかって、我々はこれで十分に関係があるというふうな立場で検討し、ご提案を今度の28日の議会に申し上げたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 及川副市長。

(及川副市長) お二方からお話ありがとうございましたけれども、いずれ衣川荘の経営実態は、まさにコロナ抜きでも破綻状態にあると、これは事実でございます。ただ、やはり衣川の住民の皆様が何としてでも衣川荘を継続して欲しいという、これまで陳情があった、それを採択いただいた重み、そういうもろもろの事情がございまして、何とか9月までに、相手先、譲り受け先を探したいと。これは担当者が必死にはやっておりますから、何とかこの間の資金繰りをぜひ議会の方でお認めいただいて、絶対に9月には相手先を見つけると、こういう覚悟で臨みますので、その辺の事情をぜひご理解をいただきたいと。たまたまコロナのお蔭でこうやって議会の皆様に融通をお願いできるのですけれども、実はそういうことですから。相手先を探す期間、これを何とか9月までお認めいただけないかと。変な話じゃないですけれども、及川佐議員は江刺でございますから、江刺にとって衣川荘はどのような存在かはともかくも、衣川の皆さんからとってみれば、何としても存続させたいというそういう思いが強い。これを何とか9月までの間に、相手先を見つけたいと。ここを何とかご理解いただけないでしょうか。

本来は、もしお認めいただければ、すぐにでも清算事務に入らなければなりません。どちらかの選択でございます。議会の皆さんを脅すわけじゃありませんけれども、もしお認めいただければ、相手先を探す前に、皆さんの手で衣川荘を閉めると、こういうことになるかと思えます。ぜひその辺を、ご理解をいただきたいということです。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の国民宿舎サンホテル衣川荘の経営状況については、以上とさせていただきます。ここで、説明者は退席させていただきます。

暫時休憩します。

4 その他 (略)

5 閉会 (略)

## 真城放課後児童クラブで発生した体罰について

令和2年4月10日付け岩手日報に掲載された、真城放課後児童クラブにおける「学童所長 児童に体罰」に係る記事について、顛末を報告するものです。

### 1 事件の経緯

令和元年6月6日（木）午後5時30分過ぎ、真城放課後児童クラブにおいて、座卓の上で遊ぶ被害児童に対し、当時の所長がその行為をやめるよう、二度ほど、口頭で注意したが止めなかったことから、所長は、当該児童を職員室に連れて行き、口頭で指導をしました。

しかしながら所長は、当該児童の態度が悪いと感じ、その子の頬を平手で3回叩きました。

この時には、職員室には所長と当該児童しかおらず、職員及びその他の児童共に、体罰があったことには気づいておりませんでした。

同日6時過ぎに、当該児童の母が迎えに来たことから、所長は、当該児童の行為とそのことに対し注意したことだけを話しました。

その後、自宅に帰った当該児童の目とその周辺が腫れてきたことから、母が当該児童に尋ねたところ、所長に叩かれた事が話されました。

翌6月7日（金）午後3時30分頃に当該児童の母親が、所長に前日の所長の行為を確認したところ、所長はその行為を認め、その後、所長から児童クラブ職員へ報告、児童クラブ職員から奥州市社会福祉協議会の担当者に報告が上がったものです。

奥州市社会福祉協議会から市への第一報は、6月7日の午後5時30分頃に電話であり、翌週の6月10日（月）に、同協議会の常務理事から健康福祉部長に改めて口頭で報告がありました。

### 2 体罰に対する奥州市社会福祉協議会の対応

奥州市社会福祉協議会では、当該児童とその保護者家庭に謝罪すると共に、当該児童のケアのため、専属の職員を1名配置し、フォローにあたりました。

当該児童については、その後、通常どおりの利用を続けていただきましたが、令和2年3月中旬に、転居により、児童クラブの利用は終了しました。

なお、社会福祉協議会の内部の取り組みとしては、全職員への体罰に係る緊急点検と再発防止に係る会議の開催や、児童クラブ所長に対する研修会を実施するなど、再発防止に努めているところであります。

なお、当該所長につきましては、懲戒処分後に依願退職しておりますほか、管理責任のある関係職員も同協議会の就業規則に基づき処分されております。

### 3 新聞報道について

6月の事件以降、奥州市社会福祉協議会では、保護者との面談を重ね、社会福祉協議会内部の会議の傍聴を認めるなど、保護者の意向に配慮しながら対応しておりました。

本件に対する取扱いについて、保護者からは当初、「子どもが児童クラブ利用を継続できるよう、大ごとにしなくて良い」との意向であったことから、組織内の規定に基づく処分は行ったものの、公表はしてこなかったものです。

しかしながら、令和2年3月になってから、当該児童の保護者が本件についての公表を求め、結果として、新聞報道に至ったものです。

### 4 市の対応

市では、事件当初から、奥州市社会福祉協議会に対し被害児童とその家族の意向に沿って対応するよう、指導しており、同協議会もそのとおりに対応してきたものと考えております。

体罰は、決してあってはならないものでありますことから、奥州市社会福祉協議会をはじめ、全ての放課後児童クラブ運営者に対し、引き続き、再発防止について指導してまいります。

## 新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

### 1 経過報告（令和2年3月27日開催 全員協議会以降）

- 4月7日（火）・奥州医師会より、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する要望書を受理
  - ・奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会に向けた協議会
  - ・政府「緊急事態宣言」を7都府県に発令
- 4月8日（水）・第7回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
  - ・やよい Living 様 より マスク寄贈 5,000枚  
（配布先：市内入所介護老人福祉施設49カ所）
- 4月10日（金）・奥州保健所長、奥州市長、金ヶ崎町長との三者懇談会  
（奥州医師会要望事項を保健所長へ要望）
  - ・市長メッセージ（令和2年4月10日発信）
- 4月13日（月）・日本共産党奥州市委員会から市への要望
- 4月14日（火）・新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村との意見交換会
- 4月15日（水）・第1回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会
  - ・奥州医師会より、県内で新型コロナウイルス感染症患者発生時の奥州金ヶ崎休日診療所、夜間診療所の休診対応要望書を受理
- 4月16日（木）・政府「緊急事態宣言」を全都道府県に発令
  - ・胆江地域感染症対策連絡会議（奥州保健所）
- 4月17日（金）・第8回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
  - ・市長メッセージ（令和2年4月17日発信）

### 2 対策本部会議の開催状況（令和2年3月27日開催 全員協議会以降）

- (1) 第7回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（4月8日）
  - ・奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の設置を決定
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止に関する奥州医師会要望事項を確認
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針の見直しについて、次回本部会議で協議することを決定
- (2) 第8回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（4月17日）
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた市長メッセージを随時発信
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について改訂内容を決定
  - ・公共施設管理者へ新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る協力依頼について協議（施設利用にあたって「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート」を活用し、利用者に対し感染対策の意識啓発と感染対策の実践を依頼）
  - ・協働のまちづくり部所管施設における市外利用者の利用制限について協議

### 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針の改訂について

※ 以下のとおり市民に周知することとします。

#### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について (令和2年4月17日改訂)

令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が岩手県を含む全都道府県に拡大して発令された。

奥州市においては、この緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、市が主催又は共催する事業やイベント等の対応方針について、次のとおり改訂する。

#### 1 会議・集会等の取扱いについて

参加者が主として、市民又は県内在住者に限定される会議・集会等については、別添「多くの人参加する場での感染対策のあり方の例」を参考に感染対策を講じたうえで開催すること。

県外からの参加者に対しては、会議資料の郵送・メール・電話等による対応とし、参加を自粛させること。

#### 2 イベント等の取扱いについて

① 市が主催又は共催する事業やイベント等については、原則として、中止又は延期すること。

ただし、実施の必要性について慎重に検討したうえで、実施する場合においては、政府専門家会議が示した「最も感染拡大のリスクを高める環境の3条件」が重ならないよう徹底したリスク回避を図るとともに、当該施設の特性を考慮し、感染対策を講じたうえで実施すること。

「最も感染拡大のリスクを高める環境の3条件」

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- ・密集場所（人が密集している場所）
- ・密接場面（近距離での会話や発声が行われる場面）

② 県外からの参加者や集客が見込まれるイベント等中止又は延期すること。

※ 本対応方針の改訂は、令和2年4月17日から当面の間、適用することとし、今後、国内の感染者数の動向、岩手県内での感染者の発生状況等に応じて、この方針を見直すものとする。

※ 市が後援する会議・イベント等については、この方針を遵守していただけるよう依頼する。

※ 関係機関及び団体に対しても、この方針を周知する。

**1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施**

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

**2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避**

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

**3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力**

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

**4) その他**

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

#### 4 市長メッセージについて

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症は、都市部を中心に患者が急増しており、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。さらに、4月16日にはその対象地域が全国に拡大され岩手県も対象地域となりました。

奥州市においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に努めておりますが、この緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、感染拡大防止の効果が最大限発揮されるよう、あらためて市民の皆さまに次の4つについてお願いするものであります。

1つ目は、感染対策の徹底です。

手洗いや咳エチケット等の感染対策の徹底と、感染リスクが高まる「密閉・密集・密接」の「3密」を避けてください。

2つ目は、体調管理の徹底です。

十分な睡眠や休養、バランスの取れた食事を心がけ、免疫力を上げてください。また、発熱や風邪症状がある場合は、かかりつけ医など医療機関に事前に連絡の上、受診してください。

3つ目は、岩手県外への往来自粛です。

外出自粛等の要請の趣旨を踏まえ、不要不急の県外への行き来を控えてください。

4つ目は、来奥者へのお願いです。

県外から、帰省などで奥州市に滞在される皆さまには、2週間の健康観察や不要不急の外出自粛など慎重な行動をとるよう、ご家族の方からお伝えください。

なお、冠婚葬祭などで、やむを得ず県外へ行き来する場合もこれら4つの趣旨を踏まえ、最小限の範囲で慎重な行動をお願いいたします。

市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、安全安心な生活を守るため、できる限り外出を控えていただきますよう、お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月17日

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 5 今後のスケジュール

- ・ 4月23日（木） 第9回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市関連施設の休館等の方針について

### 1 目的

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が岩手県を含む全都道府県に拡大された。

岩手県では感染者が確認されておらず、この「感染未確認地域」の状態を維持すること、また、「感染確認地域」になった場合には速やかに「感染未確認地域」に戻すことが重要である。

そのためには、社会・経済への負の影響を抑えるための対策も重要であるが、市民の命と健康を守ることを最優先にする必要がある。

については、感染の防止と感染拡大の抑制を図るため、市関連施設の休館等について次のとおり方針を定める。

### 2 方針の期間

原則5月6日（水）までとし、始期は、遅くとも4月25日（土）からとし、周知期間等を踏まえ、施設ごとに決定する。なお、5月7日（木）以降の方針は、国内及び県内の発生状況等を踏まえて必要に応じて決定する。

### 3 施設ごとの対応方針

(1) 屋内施設（体育施設、プール及び文化施設並びに地区センター、江刺総合コミュニティセンター等の貸出し等）

体育施設、文化施設は全館休館とし、地区センター会議室等の貸出しは制限する。

(2) 屋外施設（公園、グラウンド等）

ア 利用申請があった場合は、許可しない。

イ 散歩、ジョギング等人との接触が少ない個人の利用は、制限しない。

ウ トイレの清掃を徹底し、県内で感染者が発生した場合は、トイレを利用中止とする。

(3) 観光施設等（えさし藤原の郷、種山高原星座の森等）

休業とする。

(4) 観光案内所（道の駅等）

ア 開館時間の制限等は行うが、休止要請は行わない。

イ トイレの清掃を徹底する。

(5) 宿泊施設

ア 衣川荘

感染者が発生した場合、軽症者の収容場所としての利用が見込まれるため、現状どおりの営業とする。

イ ひめかゆ温泉

トイレ及び浴室のある個室がなく、軽症者の収容場所として不適当なため、全館休館とする。

(6) 日帰り温泉（前沢温泉等）

全館休館とする。

(7) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブ

通常どおりの運営とする。

### 4 個別の施設の対応については、市ホームページに一覧を掲載し、周知する。

## 令和2年度の小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について (令和2年4月16日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係り、4月2日（木）、3日（金）、8日（水）、16日（木）に市内小中学校及び保護者に対し、下記のこと留意して対応する旨の通知をいたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 再開に当たっての対応の基本

○学校における感染リスク等に備えるため、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける措置を講じながら、通常の教育活動を行う。

※3つの条件とは、①密閉空間 ②多くの人の密集 ③近距離での会話や発声

#### 2 学校における感染症対策

##### (1) 基本的な感染症対策

###### ア 感染源を絶つこと

・家庭と連携した毎朝の検温及び体調の確認（必要に応じて保健室での実施）

###### イ 感染経路を絶つこと

・手洗いや咳エチケットの徹底

###### ウ 抵抗力を高めること

・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の指導

##### (2) 集団感染のリスクへの対応

###### ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

###### イ 多くの児童生徒が手の届く距離に集まらないための配慮

###### ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

・飛沫感染等を防ぐため、授業中は基本的にマスクを着用させる。

###### エ ドアノブ、手すり、スイッチなどの消毒に次亜塩素酸ナトリウムが利用できる。

#### 3 心のケアについて

○学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の心身の状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談を含めた教育相談を実施すること。

#### 4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- 感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、海外や国内に旅行した者等に対する偏見や差別が生じないようにすること。

#### 5 教育課程実施上の留意点

- ア 4月末までは、令和2年3月16日付け奥教学第3276号通知のとおり進めること。  
(始業式、入学式、部活動の実施)
- イ 各学校の未履修の状況により、適切な措置を講ずること。
- ウ 中学校の修学旅行は9月以降の実施とする。
- エ 運動会・体育祭は2学期以降の実施とする。(状況により中止の場合あり)
- オ 授業参観・家庭訪問・PTA関連行事等の実施は、校長判断とする。

#### 6 出席停止等の扱いについて

- ア 感染又は感染者との濃厚接触が明らかな場合  
・「出席停止」とする。
- イ 感染又は感染者との濃厚接触が明らかでなくても、慎重な対応が必要な場合  
・自宅で休養するよう指導し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
- ウ 「関東から」転入する場合は、当市に住み始めてから2週間自宅待機とする。
- エ 関東以外であっても、急激な感染拡大が憂慮される地域からの転入は十分な情報収集のうえ、心配な場合は、市教委に相談する。(令和2年4月2日付け奥教学第20号)
- オ 「県外から」の転入生を受け入れる場合は、奥州市に住み始めてから2週間、自宅待機させることとする。(令和2年4月8日付け奥教学第90号)

#### 7 学校給食について

- ア 体調・衛生的な服装・手指の確実な洗浄等を点検し、必要と思われる場合は給食当番を交代するなどの対応も想定する。
- イ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの必要と思われる対応も考えられること。
- ウ マスクが準備できない場合は、ハンカチやバンダナを代用することも考えられること。

#### 8 健康診断について

- 学校医等と連携をとりながら、6月30日までの実施が難しい場合でも、年度末日までの間

に、可能な限り速やかに実施する。

## 9 保護者への要請について

- ア 外出した後やトイレの後、食事の前後など、こまめにうがい・手洗いを実施。
- イ マスク入手が困難であることから、手作りマスクを作成し着用させること。
- ウ 屋内外を問わず、3つの条件が重なる場を絶対に避けること。
- エ 毎朝、自宅で検温し、発熱や風邪症状があれば自宅で休養させること。
- オ 37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合や、強い倦怠感・呼吸困難がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

## 10 部活動について

- ア 休日の部活動は、5月1日以降「奥州市における部活動の在り方に関する方針」に則って活動できることとするが、管内4市町以外の学校との合同練習、練習試合等は行わない。
- イ 合同練習や練習試合等を行う場合は、感染症対策の具体的な方法について学校で共有するとともに、参加する児童生徒及び保護者に事前に周知・徹底する。加えて、参加は強制できないものであること。

## 11 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、国から出される通知等を踏まえて、変更する場合もあること。

## 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

令和2年4月20日

### 1 一斉臨時休業の趣旨

全国に拡大された緊急事態宣言(4.16-5.6)及び、県内の感染拡大状況を受け、何よりも児童生徒の健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備えることから、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を実施する。

### 2 臨時休業期間

令和2年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

※可能な限り感染防止の措置を講じた上で、必要最小限の登校日の設定は可とする。

(例)・臨時休業期間中の家庭学習の状況把握や、追加課題の配布

・学習用具や作品の持ち帰り

### 3 臨時休業を行う際の配慮 [県(文科省)通知のポイント]

#### (1) 保健管理に関すること

- ア 一斉臨時休業の趣旨を児童生徒に理解させること。
- イ 人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- ウ 自宅においても感染症対策を行うよう指導すること。

#### (2) 学習指導に関すること

- ア 可能な限り、家庭学習を適切に課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握すること。
- イ 登校再開後には学校においてしっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること。

#### (3) 教職員の出勤等の服務に関すること

- ア 教職員は基本的には勤務すること。しかし、教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合は、在宅勤務や職務専念義務免除等により学校へ出勤させないようにすること。
- イ 教職員の勤務に当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。
- ウ 教職員が学校に出勤しない場合は、在宅勤務や職務専念義務免除等の措置の趣旨を踏まえること。

#### (4) 特別支援学校に在籍する障がいのある児童生徒に関すること

- ア 保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童生徒に対して、地域の障害福祉サービス等も活用して居場所の確保に取り組むこと。
- イ 児童生徒の居場所の確保ができない場合、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

## 4 奥州市の臨時休業期間中の配慮事項

### (1) 児童生徒の居場所確保について

#### ア 学校（学校教育課）

臨時休業期間中に、保護者の希望により、自宅等で一人で過ごすことが困難な児童を次の4条件全てに該当する場合は学校で受け入れること。スクールバスは運行しない。

- 【条件（原則）】①自宅等で一人で過ごすことが困難な小学校1～2年生の児童  
※校長判断により、対象学年を拡大してもよいこととする。
- ②発熱等がなく、健康な状態であること
- ③受入れ時間は8時15分から15時00分  
※校長判断により、柔軟な運用が可能。預かり後、放課後児童クラブとの接続も可能であること。
- ④保護者が送り迎えを行い、弁当を持参させること

受け入れた児童に対する指導は、次のように行う。

- ・感染防止の観点から、集団を構成しないよう居場所に配慮すること
- ・通常の時程を基本に、休憩時間を挟みながら自学自習（読書等を含む）させること

#### イ 放課後児童クラブ（子ども・家庭課）

学校と同様に受け入れること。受入れ時間は、朝から保護者の迎えの時間までとする。

#### ウ 放課後子ども教室（生涯学習スポーツ課）

それぞれの教室運営者と協議する。

### (2) 教職員の勤務について

#### ア 原則

- 通常勤務とする。

#### イ 配慮事項

- 公共交通機関を利用して出勤する教職員に限り、時差出勤を認める。
- 基本的には在宅勤務は認めない。ただし、職員室の過密状況を緩和する必要がある等、やむを得ない事情がある場合には、教育委員会に相談のこと。
- 様々な連絡手段を検討しながら、できる限り定期的に個々の児童生徒の状況把握に努めること。

### (3) その他

- ア 臨時休業中の部活動等は実施しないこと。

## 新型コロナウイルス感染症の対応状況について

- 相談窓口の受付状況（3/18 開設）
  - 受付件数：25 件
  - 主な内容：資金繰りに関する融資制度の内容、雇用維持に係る助成金に加え、7日に発表された国の新たな緊急経済対策（主に、持続化給付金※中小企業 200 万円、個人事業主 100 万円支給）に関するものが多くなってきている。
  
- 関係機関（金融機関、ハローワーク、企業等）からの聞き取り
  - 聞き取り内容の考察：相談件数は増加傾向にある。相談業種と主な相談内容は、飲食・観光関連が多く、民間金融機関無利子貸付や雇用調整助成金の手続きなどとなっている。
  
- 当面の対応
  - 継続して、支援施策の情報発信（市HP）を行うとともに、企業訪問や電話、メール等で日常的に情報収集を行う。また、国の新たな緊急経済対策の内容についても注視していく。

## 国民宿舎「サンホテル衣川荘」の経営状況について

### 1 経営状況について

新型コロナウイルス感染症の影響により、衣川荘の利用者は前年対比で 83%の減、売上は 85%の減となっており、厳しい経営状況となっている。

| (前年対比)       | ※R 2 は、予約状況により算出 |           |          |       |
|--------------|------------------|-----------|----------|-------|
|              | H31.3~R1.9       | R2.3~R2.9 | 比較       | 減少率   |
| 利用者          | 23,179           | 3,850     | △19,329  | 83.3% |
| 売上<br>(営業収益) | 126,820          | 18,467    | △108,353 | 85.4% |

### 2 上記の状況を踏まえた対応について

利用者の減少は衣川荘の責によるものではなく、社会全体に生じている問題の一つである。

衣川荘は、観光施設事業ではあるが、公の施設であり、衣川地域の文化施設として、また、集会・交流施設としての役割を担っている重要施設である。その公共性に鑑み、地方公営企業法第 17 条の 3 に基づき、影響分を補助するものである。

国民宿舎事業への支援としては、現在、令和 3 年 4 月 1 日を目標として民間移譲の手続きを進めているところであり、短期的な対応となることから補助が適当と判断するものである。

### 3 補助の算定方法について

補助の対象期間は令和 2 年 3 月から当面の分として 9 月までとする。現在の予約状況を基礎として前年実績と比較し、その差により影響分を算定する。

### 4 補助金額について

- ① 売上の減＝純利益（売上－販売原価）の前年比較
- ② 経費の減＝人件費（給与＋福利厚生費）の前年比較

|      | H31.3~R1.9 | R2.3~R2.9 | 比較      | 影響額(①-②) |
|------|------------|-----------|---------|----------|
| ①純利益 | 92,632     | 13,609    | △79,023 | /        |
| ②人件費 | 59,463     | 47,420    | △12,043 |          |

※ ①から②を差し引いたものを影響分（66,980 千円）として補助する。